

# 文教厚生委員会 会議録

日 時 平成31年3月14日（木曜日）  
午後1時00分開会，午後6時55分閉会  
場 所 第2委員会室

## 日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

### (1) 付託された議案の審査

- 議案第2号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について  
議案第4号 土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第5号 土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第17号 土浦市総合福祉会館条例の一部改正について  
議案第18号 土浦市新治総合福祉センター条例の一部改正について  
議案第19号 土浦市ふれあいセンター条例の一部改正について  
議案第29号 土浦市生涯学習館条例の一部改正について  
議案第30号 土浦市図書館条例の一部改正について  
議案第31号 土浦市立公民館条例の一部改正について  
議案第32号 土浦市青少年の家条例の一部改正について  
議案第33号 霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正について  
議案第34号 土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正について  
議案第35号 土浦市運動広場条例の一部改正について  
議案第36号 土浦市立武道館条例の一部改正について  
議案第37号 土浦市新治運動公園条例の一部改正について  
議案第38号 土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正について  
議案第40号 土浦市民ギャラリー条例の一部改正について  
議案第42号 平成31年度土浦市一般会計予算(予算特別委員会分科会)  
第1表歳入歳出予算歳出中 第3款(民生費)ただし第1項(社会福祉費)中第7目(消費者行政費)を除く，第4款(衛生費)中第1項(保健衛生費)，第9款(教育費)，第2表債務負担行為ただし(風車周辺花壇設置及び管理委託料)を除く  
議案第45号 平成31年度土浦市国民健康保険特別会計予算  
議案第46号 平成31年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第47号 平成31年度土浦市介護保険特別会計予算

議案第 58 号 平成 30 年度土浦市一般会計補正予算（第 6 回）～第 1 表歳入歳出  
予算補正歳出中第 3 款(民生費)ただし第 1 項(社会福祉費)中第 7 目  
(消費者行政費)を除く, 第 4 款(衛生費)中第 1 項(保健衛生費), 第  
9 款(教育費), 第 11 款(災害復旧費)中第 5 項(文教関係災害復旧費),  
第 2 表継続費補正中第 9 款(教育費), 第 3 表繰越明許費補正中第 3  
款(民生費), 第 9 款(教育費), 第 4 表債務負担行為補正

議案第 61 号 平成 30 年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

議案第 62 号 平成 30 年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）

議案第 63 号 平成 30 年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）

#### (2) 付託された請願・陳情の審査

受理番号 3 後期高齢者の医療費自己負担 2 割への引き上げに反対する請願

受理番号 4 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

受理番号 5 議会として、「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見  
書」を国に提出することを求める陳情書

#### 4 各課からの報告

##### (1) 保健福祉部

①公立保育所民間活力導入について

##### (2) 教育委員会

①平成 30 年度第 1 回及び第 2 回土浦市総合教育会議の開催結果について

②学校給食における地場産物の使用について

③新治地区公民館 駐車場用地の取得について

④第 29 回かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンエントリー者数速報について

#### 5 その他

(1) アートとブックが会う場所 ―絵本からひろがる楽しい世界―

(2) その他

#### 6 閉 会

---

#### 出席委員（9 名）

委員長 柳澤 明

副委員長 下村 壽郎

委員 松本 茂男

委員 折本 明

委員 福田 一夫

委員 荒井 武

委員 鈴木 一彦

委員 塚原 圭二

委員 井上 圭一

---

欠席委員（0名）

---

説明のため出席した者（23名）

教育長	井坂 隆
教育部長	服部 正彦
教育委員会参事	菊地 正和
教育総務課長	平井 康裕
学務課長	元川 宏
文化生涯学習課長	佐賀 憲一
スポーツ振興課	根本 卓也
国体推進課長	北島 康雄
指導課長	鶴田 由紀子
第一学校給食センター所長	日下部 悦子
第二学校給食センター所長	多田 宏
図書館長	入沢 弘子
図書館副館長	大貫 三千夫
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	黒澤 春彦
保健福祉部長	川村 正明
社会福祉課長	長谷川 雄一
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	藤井 徹
高齢福祉課長	佐野 善則
国保年金課長	羽生 元幸
健康増進課長	塚本 浩幸
つくしの家所長	中村 孝一

---

事務局職員出席者（1名）

係長 宮崎 清司

---

傍聴者（0名）

---

- 柳澤委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。それでは協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第２号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。
- 羽生国保年金課長 国保年金課でございます。議案第２号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について説明させていただきます。議案書は５ページ、保健福祉部委員会資料は１ページでございます。今回の改正は、県のマル福制度の認定要件が拡充されることに伴い医療福祉費支給に関する条例の一部改正を行うものです。改正内容としまして、重度心身障害者に対するマル福制度の内、精神障害者の支給認定要件に新たに精神障害者保健福祉手帳１級保持者を追加するものです。施行日は、平成３１年４月１日でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。
- 柳澤委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。  
（「なし」の声あり）
- 柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第２号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 柳澤委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第２号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第４号土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。
- 元川学務課長 学務課でございます。議案書No.１の１５ページ、１７ページをお願いいたします。改正の趣旨でございますが、上大津地区小学校の適正配置に関しまして、昨年１１月６日に土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会から教育委員会に対し、上大津西小学校の複式学級等の問題は早急に解消する必要があるとの判断により、来年４月に上大津西小学校を菅谷小学校に暫定的に統合するという内容の中間提言書が提出されました。教育委員会におきましては、この中間提言を尊重し、上大津西小学校の複式学級等の問題の早期解消を図るため、上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画を策定の上、当該計画に基づきまして、来年４月の２校の暫定統合に向けて準備を進めることといたしました。このことにつきましては、委員の皆様には、昨年１１月２６日の事前委員会並びに１２月４日の全員協議会においてご報告させていただくと共に、土浦市学区審議会からの答申、教育委員会定例会での議決を経て、当該計画が今般策定となりましたことから、昨日の全員協議会で計画書を配布させていただいたところでございます。本案につきましては、上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画に基づき、来年４月の上大津西小学校と菅谷小学校の暫定統合に向けた準備を円滑に進めるために、土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、１７ページの案文どおり学校の名称と位置を定めた条例の別表から上大津西小学校の名称及び位置を削除するもので、施行日は、上大津西小学校を菅谷

小学校に暫定的に統合する来年4月1日とするものでございます。なお、この改正と併せて、現行の菅谷小学校の通学区域に上大津西小学校の通学区域を統合する手続きといたしまして、土浦市立学校通学区域規則の一部改正を行う予定でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第4号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳澤委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第5号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 文化生涯学習課でございます。議案第5号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。資料2 1ページをお願いします。平成31年4月の学校教育法の改正に伴いまして専門職大学制度が創設されました。専門職大学の前期課程終了で短期大学士の学位が授与されることから、条例第10条第3項の放課後児童支援員になるための研修の受講資格に専門職大学の前期課程を修了したものを加えるものです。この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第5号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳澤委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号土浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第17号土浦市総合福祉会館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○長谷川社会福祉課長 社会福祉課です。第1回定例会議案書の67ページ、文教厚生委員会資料は、3ページ、4ページになります。それでは、議案第17号土浦市総合福祉会館条例の一部改正について、委員会資料の方で説明いたします。改正理由でございますが、本年10月1日から消費税が引き上げられることに伴い、土浦市総合福祉会館条例第3条に規定されております社会福祉センター、青少年センターの2施設において、同条例第5条に規定されている特例利用、いわゆる、それぞれの施設の本来の目的ではなく、貸館的に目的外使用した際の使用料について改正をするものです。主な改正内容でございますが、消費税率が8%から10%に引き上げられ、適正に転嫁しました使用料につきまして、新旧対照表にありますように、

それぞれの施設の使用区分ごとの使用料が、現行の料金から改正後の料金となるものです。料金は、10円未満の端数切り上げで、値上げ率が増税分の2%を超えるものは5円単位で調整しております。また、午後の利用時間を超えて引続き利用した場合の使用料は、1時間につき規定の使用料の40%となっており、10円未満の端数が生じる場合がございますので、5円未満は切り捨て、5円以上10円未満は5円とする旨、別表の備考欄に表記いたします。施行日につきましては、平成31年10月1日とするものです。説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第17号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし、異議あり」の声あり)

○井上委員 消費税に伴う値上げのことで反対です。これについては反対討論します。

○柳澤委員長 分かりました。ただ今反対のご意見がございました。それでは、議案第17号について採決をいたします。議案第17号は、原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長、松本、折本、福田、荒井、鈴木、塚原委員)

○柳澤委員長 反対の委員は挙手をお願いします。

(挙手：井上委員)

○柳澤委員長 賛成多数。よって議案第17号土浦市総合福祉会館条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第18号土浦市新治総合福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。その前に井上委員、これからずっと同じ案件が続きますので・・・。

(「採決しなくてはだめだ」の声あり)

○柳澤委員長 採決しなきゃ駄目だな。井上委員、なるべく手短に願います。それでは、執行部より説明をお願いします。

○長谷川社会福祉課長 第1回定例会議案書の73ページ、文教厚生委員会資料は、5ページ、6ページになります。委員会資料でご説明させていただきます。改正理由でございますが、前の条例の一部改正同様、本年10月1日から消費税が引き上げられることに伴い、土浦市新治総合福祉センター条例第11条に規定されております使用料について改正をするものです。主な改正内容でございますが、消費税率が引き上げられ、適正に転嫁しましたふれあいホール使用料につきまして、新旧対照表の別表、6ページになりますが、現行の料金から改正後の料金となるものです。あわせて、第8条、第9条、第11条、第16条において、一部文言の整理を行っております。施行日につきましては、平成31年10月1日とするものです。説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。井上委員質問ございますか。

○井上委員 質問はない。

○柳澤委員長 意思を述べていただかないと、採決で、異議なしを諮っていくことになるから。

○井上委員 消費税に伴う値上げには反対ですので、よろしくお願いします。

○柳澤委員長 それでは、改めて採決をいたします。議案第18号は、原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長，松本，折本，福田，荒井，鈴木，塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数で議案第18号土浦市新治総合福祉センター条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第19号土浦市ふれあいセンター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○佐野高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。議案第19号土浦市ふれあいセンター条例の一部改正でございます。議案書は77ページ、保健福祉部の委員会資料につきましては、7ページ、8ページでございます。説明につきましては、委員会資料で、ご説明させていただきます。当該条例につきましては、中村西根にございます土浦市ふれあいセンターながみねの設置及び管理に関し必要な事項を定めている条例ですが、この条例の第9条に規定している利用料金について、平成31年10月1日より、消費税の税率が10%に引き上げになることに伴い、多目的ホールの利用料金を改定すると共に、文言の整理を行うものでございます。条例の新旧対照表につきましては、7ページの中段以降及び8ページのとおりとなっております。なお、この条例の施行日は、平成31年10月1日からとするものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

○井上委員 消費税値上げに伴うものなので反対します。

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第19号は、原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長，松本，折本，福田，荒井，鈴木，塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数と認めます。よって、議案第19号土浦市ふれあいセンター条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第29号土浦市生涯学習館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 文化生涯学習課でございます。議案第29号土浦市生涯学習館条例の一部改正についてでございます。資料123ページをお願いします。この議案は、消費税の改正に伴いまして使用料を改正するものでございます。消費税の改正につきましては8%から10%への引き上げが2019年10月1日とされたことに伴いまして、土浦市生涯学習館の利用料を124ページにございます別表のとおり消費税相当分値上げをするものです。また、あわせて文言の修正をするものです。この条例は125ページの付則にございますとおり周知期間を経て2019年10月1日から施行するものでございます。また、経過措置として、施行の前日に利用の許可を受けた者は旧料金を適用するものでございます。以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

○井上委員 消費税値上げに伴うものなので反対します。

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第29号について原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長，松本，折本，福田，荒井，鈴木，塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数です。よって議案第29号土浦市生涯学習館条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第30号土浦市図書館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 文化生涯学習課でございます。議案第30号土浦市図書館条例の一部改正についてでございます。資料129ページをお願いします。消費税の改正に伴いまして図書館研修室の使用料を130ページにございます別表のとおり消費税相当分値上げをするものです。また、あわせて使用を利用に改める等、文言の修正をするものです。この条例の施行日及び経過措置は先ほど説明しました条例と同様でございます。よろしく願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

○井上委員 消費税値上げに伴うものなので反対します。

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第30号を原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長，松本，折本，福田，荒井，鈴木，塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数です。よって議案第30号土浦市図書館条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第31号土浦市立公民館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 文化生涯学習課でございます。議案第31号土浦市立公民館条例の一部改正についてでございます。資料135ページをお願いします。消費税の改正に伴い公民館の使用料を136ページから139ページにございます別表のとおり消費税相当分値上げをするものです。また、あわせて文言の修正をするものです。この条例の施行日及び経過措置は前条例と同様でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

○井上委員 消費税値上げに伴うものなので反対します。

○柳澤委員長 他にないでしょうか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第31号を原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長，松本，折本，福田，荒井，鈴木，塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数です。よって議案第31号土浦市立公民館条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第32号土浦市青少年の家条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 文化生涯学習課でございます。議案第32号土浦市青少年の

家条例の一部改正についてでございます。資料143ページをお願いします。消費税の改正に伴い青少年の家の使用料を144ページにございます別表のとおり消費税相当分値上げをするものです。また、あわせて文言の修正をするものです。この条例の施行日及び経過措置は前条例と同様でございます。よろしく願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

○井上委員 消費税値上げに伴うものなので反対します。

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第32号を原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長，松本，折本，福田，荒井，鈴木，塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数です。議案第32号土浦市青少年の家条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第33号霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 スポーツ振興課です。議案書149ページをお願いします。霞ヶ浦文化体育施設条例の一部を改正する条例でございます。対象施設は、霞ヶ浦文化体育会館でございます。消費税率が8%から10%に改正されることに伴う条例の改正でございますが、あわせて文言の修正を行うものでございます。なお、新たに第8条第3項を加えるものですが、これにつきましては、現在、個人使用料については、回数券を購入していただいております。回数券の額が別表の備考に記載されておりますが、回数券の額については本来、本則又は別表中に規定すべきものであるため、第8条第3項に規定するものです。150ページから152ページが第8条関係の別表で使用料の表でございます。153ページをお願いいたします。付則でございますが、条例の施行期日は本年10月1日、また、経過措置といたしまして、同施設の利用受け付けは2か月前から出来ることから、この条例の施行の日前に利用許可を受けたものについては、旧料金を適用するものでございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

○井上委員 消費税値上げに伴うものなので反対します。

○柳澤委員長 他にないでしょうか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第33号を原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長，松本，折本，福田，荒井，鈴木，塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数と認めます。議案第33号霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第34号土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 157ページをお願いいたします。土浦市体育施設の利用に関する条例の一部を改正する条例でございます。同じく、消費税率が8%から10%

に改正されることに伴う条例の改正でございますが、あわせて文言の修正を行うものでございます。対象施設は、川口運動公園、神立公園及び乙戸ファミリースポーツ公園でございます。158ページから161ページが第3条関係の別表で使用料の表でございます。162ページをお願いします。施行期日は、平成31年10月1日、経過措置を規定するものでございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

○井上委員 消費税値上げに伴うものなので反対します。

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第34号を原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長、松本、折本、福田、荒井、鈴木、塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数でございます。議案第34号土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第35号土浦市運動広場条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 165ページをお願いいたします。土浦市運動広場条例の一部を改正する条例でございます。対象施設は、南部地区運動広場でございます。同じく、消費税率が8%から10%に改正されることに伴う条例の改正でございますが、あわせて文言の修正を行うものでございます。166ページをお願いします。第8条関係の別表で使用料の表でございます。167ページをお願いします。施行期日は、平成31年10月1日、経過措置も規定するものでございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

○井上委員 消費税値上げに伴うものなので反対します。

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第35号を原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長、松本、折本、福田、荒井、鈴木、塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数です。議案第35号土浦市運動広場条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第36号土浦市立武道館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 171ページをお願いいたします。土浦市立武道館条例の一部を改正する条例でございます。同じく消費税率が8%から10%に改正されることに伴う条例の改正でございますが、あわせて文言の修正を行うものでございます。172ページから173ページが、第8条関係の別表で使用料の表でございます。174ページをお願いいたします。施行期日は、平成31年10月1日、経過措置も規定するものでございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

○井上委員 消費税値上げに伴うものなので反対します。

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第36号を原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長，松本，折本，福田，荒井，鈴木，塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数です。議案第36号土浦市立武道館条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第37号土浦市新治運動公園条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 177ページをお願いいたします。土浦市新治運動公園条例の一部を改正する条例でございます。対象施設は多目的グラウンド，野球場及びテニスコートでございます。同じく消費税率が8%から10%に改正されることに伴う条例の改正でございますが，あわせて文言の修正を行うものでございます。178ページから179ページが第9条関係の別表で利用料金の表でございます。180ページをお願いいたします。施行期日は，平成31年10月1日，経過措置も規定するものでございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

○井上委員 消費税値上げに伴うものなので反対します。

○柳澤委員長 それでは，採決をいたします。議案第37号を原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長，松本，折本，福田，荒井，鈴木，塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数です。よって，議案第37号土浦市新治運動公園条例の一部改正については，原案どおり決しました。次に，議案第38号土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 183ページをお願いいたします。土浦市新治トレーニングセンター条例の一部を改正する条例でございます。同じく消費税率が8%から10%に改正されることに伴う条例の改正でございますが，あわせて文言の修正を行うものでございます。184ページをお願いいたします。第10条関係の別表で利用料金表でございます。185ページをお願いいたします。施行期日は，平成31年10月1日，経過措置も規定するものでございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

○井上委員 消費税値上げに伴うものなので反対します。

○柳澤委員長 それでは，採決をいたします。議案第38号を原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長，松本，折本，福田，荒井，鈴木，塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数で，議案第38号土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正については，原案どおり決しました。次に，議案第40号土浦市民ギャラリー条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 議案第40号土浦市民ギャラリー条例の一部改正についてでございます。資料195ページをお願いします。消費税の改正に伴い市民ギャラリーの使用料を196ページにございます別表のとおり消費税相当分値上げをするものです。また，あわせて使用を利用に改める等，文言の修正をするものです。この

条例の施行日及び経過措置は前条例と同様でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますか。

○井上委員 消費税値上げに伴うものなので反対します。

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第40号を原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手：下村副委員長、松本、折本、福田、荒井、鈴木、塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数です。よって、議案第40号土浦市民ギャラリー条例の一部改正については、原案どおり決しました。次は、予算特別委員会分科会としての審査となります。それでは、議案第42号平成31年度土浦市一般会計予算～第1表歳入歳出予算歳出中第3款(民生費)ただし第1項(社会福祉費)中第7目(消費者行政費)を除く、第4款(衛生費)中第1項(保健衛生費)、第9款(教育費)、第2表債務負担行為ただし(風車周辺花壇設置及び管理委託料)を除くを議題といたします。執行部より順次説明をお願いします。

○長谷川社会福祉課長 それでは議案第42号平成31年度土浦市一般会計予算についてご説明いたします。平成31年度予算書によりご説明をいたします。予算書の101ページをお開き願います。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。社会福祉総務費は、福祉関係職員の人件費、社会福祉センター等の指定管理者指定管理料、社会福祉協議会への補助金、国民健康保険等の特別会計への繰出金が主なもので、前年度当初予算に対し1.7%の増でございます。増額の主な要因は、新たに真鍋事務庁舎解体工事、総合福祉会館共用部分修繕費負担金を計上したための増加でございます。主な内容についてご説明いたします。1節報酬につきましては、民生委員推薦会開催時の委員報酬でございます。平成31年度は民生委員児童委員の3年ごとの一斉改選になりますので、推薦会の開催数が多くなっております。2節給料から4節共済費までは福祉関係職員41人分の人件費でございます。13節委託料は、社会福祉センター及び新治総合福祉センターの指定管理者指定管理料、高齢者クラブや障害者団体等が研修等の福祉事業に活用するための福祉バス委託料及び我が事・丸ごとの地域づくりを目指してふれあいネットワークを発展させ、住民が主体的に地域課題を把握し、解決していける体制をつくる地域力強化推進事業と各相談支援機関を総合的に結びネットワーク化する多機関の協働による包括的支援体制構築事業の委託料が主なものでございます。委託料の一番最初に祭壇設営等委託料がありますが、これは戦没者追悼式を開催する際の祭壇の設営等を委託するものですが、平成31年度は市民会館が大規模改造工事のため使用できないので市民会館に代わって開催可能な会場があるかどうか、また、その際の開催時期・内容について、現在検討しているところです。102ページをお開き願います。15節工事請負費は、真鍋事務庁舎が竣工から48年が経過し老朽化したため解体し、市民会館の駐車場として利用するものです。19節負担金補助及び交付金の負担金の内、総合福祉会館共用部分修繕費負担金は、開設から22年目を迎えるウララ2の総合福祉会館について、漏水対策として外壁シールの打ち替え工事を

実施いたしますが、その費用について所有者の持分に応じた負担をするものです。補助金の内、民生委員協議会運営補助金は、民生委員児童委員239人分の補助金、社会福祉協議会補助金は、社協職員21人分及び嘱託職員3人分の人件費とボランティアセンター運営事業等への補助金でございます。28節繰出金は、説明欄記載のとおり国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。特別会計の予算の詳細につきましては、それぞれの特別会計の項目で説明いたします。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○羽生国保年金課長 2目国民年金事務費でございます。国民年金事務は、国からの法定受託事務で、職員4名の人件費が主なもので、前年度との比較では5.8%の増となっております。以上でございます。

○加藤障害福祉課長 3目障害者福祉費でございます。障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスや各種福祉手当等の費用が主なもので、前年度比で約0.4%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、障害者を日中介護し機能訓練や生活訓練等を行う介護給付費や就労・作業訓練等を行う訓練等給付費、また日常生活上で障害を軽減したり、生活支援をするための日常生活用具給付費等の費用が、いずれも利用者の増加で増えたことによるものでございます。それでは歳出の主なものにつきまして、ご説明いたします。1節報酬につきましては、障害者介護認定審査会委員10名、手話通訳者2名、国保連請求及び医療レセプト点検事務等、非常勤事務補助職員3名分の報酬でございます。8節報償費につきましては、こころの相談実施に係る精神科医師、身体・知的障害者相談員、自立支援協議会等の委員報償、また、障害者（児）スポーツ大会開催時の記念品代等が主なものでございます。12節役務費の内、手数料につきましては、茨城県国保連合会への自立支援給付費等、請求に係る支払い審査事務取扱い手数料、医師意見書作成手数料が主なものでございます。13節委託料につきましては、障害者自立支援センターの指定管理料や福祉の店ポプラ等を活用した障害者社会参加活動支援事業、その他12件の委託料でございます。104ページをお願いいたします。委託料の説明欄の上から4行目、日中一時支援事業につきましては、サービスの利用実態に応じた支払いを行う単価改正をしたことに伴い前年度より約1,000万円減額となっております。20節扶助費につきましては、各種福祉手当や障害福祉サービスに係る給付費等が主なものでございます。前年度に比べ約2,700万円、0.97%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、機能訓練・生活訓練等を行う介護給付費及び就労・作業訓練等を行う給付費、また、常時介護が必要な重度障害者に対し支給する特別障害者手当等が増加したことに伴うものでございます。21節貸付金につきましては、平成19年度より申請者がいない為に、科目設定を行うための計上でございます。説明は以上となります。

○中村つくしの家所長 4目つくしの家管理運営費でございます。つくしの家の施設に係る管理運営経費で、前年比5.3%の減額となっております。減額の主な理由は、施設の利用者、昨年度は60名でございましたが、53名に利用者が減少してござ

います。そのために給食用材料費が減になったことや本年度実施した建築物定期点検委託が3年ごとの実施のため来年度はなくなったためでございます。その間経費につきましては例年同様でございますが、主なものにつきましてご説明いたします。1節報酬につきましては、嘱託医1名と非常勤職員16名分の報酬です。2節給料から4節共済費までは、つくしの家職員10名分の人件費でございます。8節報償費は歯科医師、歯科衛生士、その他の謝礼でございます。11節需用費のうち賄材料費は、つくしの家の利用者に提供する給食用材料費でございます。13節委託料につきましては、施設管理のための定例的な6件の業務委託でございます。以上でございます。

○佐野高齢福祉課長 それでは、引き続き、予算書の106ページをお願いいたします。

下段の5目老人福祉費でございます。老人福祉費につきましては、高齢者の方に対する各種福祉サービスや老人福祉センターの管理運営等の費用が主なものでございます。前年度と比べ、約3.1%、820万8,000円の増でございます。8節報償費につきましては、金婚をたたえる集いや100歳を迎えられた方々等をお祝いする敬老事業等に要する費用が主なものでございます。11節需用費のうち消耗品につきましては、金婚をたたえる集いや敬老事業等に係る消耗品等が主なものでございます。修繕料につきましては、ふれあいセンターながみね、老人福祉センターうらら・つわぶき・湖畔荘の施設設備修繕に要する費用でございます。107ページに移りまして、13節委託料につきましては、老人福祉センター湖畔荘・うらら・つわぶきと、ふれあいセンターながみねの指定管理者指定管理料等が主なものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、ひとり暮らし老人等の安否確認のための緊急通報システム機器の借上げ料が主なものでございます。15節工事請負費につきましては、老人福祉センター湖畔荘のキュービクル更新工事に伴う費用でございます。108ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金の内、負担金につきましては、新治地方広域事務組合が運営する老人福祉センターふれあいの里の分担金が主なものでございます。その下、補助金につきましては、高齢者クラブへの活動補助金やシルバー人材センター及び社会福祉協議会への事業費補助金等が主なものでございます。20節扶助費につきましては、備考欄下から5事業目の養護老人ホームの入所者3人分の措置費や一番下の居宅介護サービス利用者負担額助成費、109ページ、一番上の高齢者移送サービス利用助成費等が主なものでございます。なお、居宅介護サービス利用者負担額助成費につきましては、低所得者が介護保険サービスを利用した際の負担額の2分の1を助成するものでございます。また、高齢者移送サービス利用助成費につきましては、高齢者の外出支援策として、のりあいタクシー土浦の利用者に対し、年会費の一部または運転免許証の返納者に対しましては、初回の1回のみ全額を助成しているものでございます。以上でございます。

○羽生国保年金課長 109ページ、6目医療福祉費でございます。医療福祉費支給制度は、小児、ひとり親家庭、妊産婦、重度心身障害者に対する医療費助成を行うも

ので、通常マル福と呼ばれており、前年度比2.26%の減となっております。12節役務費は、マル福対象分のレセプト審査手数料で、県国保連合会と社会保険診療報酬支払基金への手数料でございます。20節扶助費は、医療福祉費支給制度マル福として医療費を助成するもので、県制度助成対象分と全額、市で負担する市単独分とがございます。以上でございます。続きまして、110ページをお願いいたします。8目後期高齢者医療給付費でございます。茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金で、前年度との比較では5.93%の増となっております。19節の負担金は、後期高齢者医療制度を運営する県広域連合の職員人件費や電算処理等の事務経費等に対する市町村負担金と医療費に充てる公費負担の内、市負担分でございます。以上でございます。

○長谷川社会福祉課長 9目生活困窮者自立支援事業費でございます。本事業は、経済的に困窮し最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階から支援を行い自立の促進を図るもので、前年度当初予算に対し5.4%の減でございます。減額の主な要因は、社会福祉協議会に委託しております生活困窮者自立支援事業委託料の減によるものでございます。自立相談支援事業人件費、主な内容ですが、13節委託料は、自立相談支援事業及び学習支援事業に係る経費で、相談支援員、就労支援員、学習支援員等の人件費が主なものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、仕事に就けずに住居を喪失している方や住居を喪失するおそれのある方の内、一定の要件に該当する生活困窮者に対し、家賃相当の給付金を支給するものでございます。続きまして10目プレミアム付商品券事業費でございます。本事業は、本年10月1日から消費税・地方消費税の税率引き上げが実施されます。この引き上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和すると共に、地域における消費を喚起・下支えする目的で、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行を行います。現在、国から示されている手順としましては、6月に対象者である平成31年度の市民税が非課税である者と平成28年4月2日以降に生まれた子、つまり3歳未満の子になりますが、属する世帯の世帯主の抽出を行います。7月に非課税の対象者に、課税課からの非課税者に対するお知らせに同封して、購入希望の申請書を送付します。その後、本庁と各地区公民館で申請を受け、要件に該当するかどうかの審査を行い該当者に購入引換券を送付します。3歳未満の子がいる世帯の世帯主の方には、該当者全員に購入引換券を送付します。10月から2月までの間に、引換券を提示してもらい500円券の10枚つづりの商品券1冊5,000円分を4,000円で販売します。非課税の該当者は5冊まで、25,000円まで購入でき、3歳未満の子の世帯主は、3歳未満の子どもの数掛ける5冊まで購入できます。商品券の購入者は、10月から3月末までに取扱加盟店で商品券を使用して、取扱加盟店は、商品券と現金を精算します。以上が手順となります。歳出予算としましては、3節職員手当等は、職員1人分の時間外勤務手当、12節役務費につきましては、申請書等の郵送料、13節委託料は、販売に係る事務を委託するプレミアム付商品

券事業委託料と申請の受付・審査・商品券販売の事務を補助します人材を派遣していただく人材派遣委託料でございます。19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、住民税が非課税に該当する対象者24,682人、3歳未満の子どもが属する世帯の世帯主に該当する2,735人が最大25,000円分の商品券を購入し、その商品券を店舗で使用した金額を支払うものです。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○柳澤委員長 それでは、ここまでで質問をお受けします。質問のある委員さんは挙手のうえページ数を指定して質問してください。

○福田委員 101ページの市民後見人養成事業委託料ですが、これは社協に委託しているんですよね。

○長谷川社会福祉課長 はい、その通りでございます。

○福田委員 これまでの実績は分かりますでしょうか。

○長谷川社会福祉課長 実際に養成しましたのは、講座を実施し、10名ほど後見人を養成してございます。その方、今のところは、まだ、裁判所の方から市民後見人ということで指名されたことはないですが、社協で毎年研修を行っている状況でございます。

○福田委員 はい、分かりました。

○柳澤委員長 その他どうでしょうか。ないですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 質問もないようですので、第2項児童福祉費をお願いします。

○藤井こども福祉課長 こども福祉課でございます。児童福祉費について順次説明させていただきます。予算書111ページをお願いいたします。1目児童福祉総務費につきましては、こども福祉課職員の人件費・家庭児童相談員の報酬が主なもので、前年度と比べ3.2%の増でございます。1節報酬につきましては、家庭児童相談員2名、子ども子育て会議開催時の委員11名に対する報酬です。2節給料から4節共済費につきましては、こども福祉課21名分の人件費です。8節報償費につきましては、虐待等を受けている要保護児童の早期発見、早期対応による支援会議として設置している要保護児童対策地域協議会の開催に伴う委員8名分の謝礼です。13節委託料につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定に係る委託料です。2目児童福祉対策費につきましては、子育て支援コンシェルジュ、助産師の報酬、市内に2ヶ所ある子育て交流サロンの管理運営委託料、ファミリーサポート事業委託料が主なもので、前年度と比べ22.9%の増でございます。1節報酬につきましては、子育て支援コンシェルジュ2名、助産師2名に対する報酬です。8節報償費につきましては、婚活セミナー講師謝礼です。112ページをお願いいたします。13節委託料につきましては、主なものは、土浦市更生保護女性会へ運営を委託している子育て交流サロンの運営委託料、また、社会福祉協議会へ事業委託しているファミリーサポート事業委託料です。19節負担金補助及び交付金につきましては、主なものは、補助金、各地区公民館の市民委員会が小学生を対象に実施するチャレン

ジクラブ事業及び結婚の際、引越費用を補助する結婚新生活支援事業費補助金です。3目児童手当費につきましては、児童手当支給に関する経費で、前年度と比べ2.7%の減で、減額の主な要因は児童数の見込みの減少です。1節報酬につきましては、手当支給事務の補助として雇用する非常勤職員1名の報酬です。20節扶助費につきましては、児童手当の支給総額です。中学校卒業までの児童を養育している者を対象者として支給する手当です。113ページをお願いいたします。4目母子父子福祉費につきましては、母子父子家庭等への支援対策に係る経費で、前年度と比べ22.6%の増となっております。これは、本年11月から手当が、これまでの年3回から年6回の支給になることが主な要因です。1節報酬は、児童扶養手当支給事務の補助員として雇用する非常勤職員1名の報酬が主なものです。20節扶助費につきましては、児童扶養手当、遺児手当、高等技能促進費が主なものです。児童扶養手当は、主に母子・父子家庭を対象に18歳になった年度末までの児童を養育している者に手当を支給する手当です。また、遺児手当は、父母の一方が死亡した義務教育前の児童を養育している者に支給する手当です。高等技能促進費は、一人親世帯の親が就職に有利な資格の取得を支援するものです。5目保育所費につきましては、公立保育所7ヶ所の管理運営、市内3ヶ所の民間保育所に設置している地域子育て支援センター運営委託に係る経費、多子世帯の保育料を軽減する補助金等が主なものでございます。前年度と比べ10.5%の減で、減額の主な要因といたしまして、30年度末をもって都和保育所を廃所することがあります。1節報酬につきましては、児童の健診をお願いする内科・歯科の嘱託医、保育料徴収嘱託員、非常勤職員として雇用する保育士・こども福祉課事務補助等の報酬です。2節給料から4節共済費につきましては、保育所の正職員である保育士・調理員・管理員の計77名分の人件費です。8節報償費は、保育士研修会における講師謝礼、地域子育て支援センターが実施する事業の講師謝礼等です。9節旅費は、保育所職員の市内旅費や親子遠足、保育士研修会等に掛かる市外旅費です。13節委託料は、保育所管理運営に関する経費で、主なものは、各種点検や清掃等の施設管理に関する委託料、そして114ページになりますが、広域保育委託料、地域子育て支援センター事業委託料等です。19節負担金補助及び交付金につきましては、協議会、諸会議への出席負担金、入所児童に対する保険料負担金の他、補助金の多子世帯保育料軽減事業費補助金が主なものです。115ページをお願いいたします。23節償還金利子及び割引料の返還金につきましては、都和保育所の譲渡に伴う交付金の返還金です。6目私立保育園費につきましては、主に民間の保育所、認定こども園、地域型保育施設に入所する児童の教育・保育に係る経費の支出で、前年度と比べ16.8%の増でございます。増額の主な要因は、民間保育所が1ヶ所増えることや保育所、認定こども園の施設整備に係る補助金を計上していることがあります。13節委託料の民間保育所入所児童委託料は、民間保育所15ヶ所に入所する児童の保育委託料です。また、広域保育委託料は、土浦市の児童が市外の民間保育所へ入所した場合の委託料です。19節負担金補助及び交付金につきまして、主なものは、

民間保育所等乳児等保育事業費補助金、また、116ページになりますが、延長保育や一時預かりの特別保育事業、施設整備費補助金、そして、保育士の処遇及び職員の資質向上に係る経費に対して補助を行う民間保育所等運営費補助金があります。20節扶助費につきまして、施設型給付費は、市内の認定こども園10園と市外の認定こども園に入園する児童の給付費です。地域型保育給付費は、主に3歳未満児を入所の対象としている小規模保育施設6園と事業所内保育施設2園へ入園する児童の給付費です。7目児童館費につきましては、市内3ヶ所に設置している児童館の管理運営に関する経費の支出で、前年度と比べ1.1%の減であります。1節報酬につきましては、3つの児童館の非常勤職員の報酬です。2節給料から4節共済費につきましては、職員11名分の人件費です。117ページをお願いいたします。15節工事請負費につきまして、都和児童館遊具撤去工事費は老朽化した遊具の撤去を行うものです。また、ブロック塀改修工事費はポプラ児童館のブロック塀について、建築基準法施行令に適合しないおそれがあるため、改修工事を実施するものです。18節備品購入費につきまして、冷暖房機器は、ポプラ児童館の利用者の利便性向上を図るため、プレイルームにエアコンを設置するものです。その他につきましては、経常的な経費の計上です。こども福祉課分の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○直井療育支援センター所長 療育支援センターでございます。118ページをお願いいたします。8目療育支援センター費でございます。当該科目は、上高津にございます療育支援センターの管理運営に掛かる経費を賄うものでございます。1節報酬は、非常勤管理員1名の報酬でございます。11節需用費は、療育支援センター運営に掛かる光熱水費等でございます。13節委託料は、園児送迎バス委託料をはじめ委託事業12事業に掛かる経費を賄うものでございます。次に、9目つくし学園費でございます。当該科目は、つくし学園運営に掛かる経費を賄うものでございます。1節報酬は、つくし学園非常勤指導員等4名分の人件費及び嘱託医に掛かる報酬でございます。2節給料から4節共済費までは、療育支援センターに勤務する市職員10名分の人件費でございます。同じく119ページをお願いいたします。8節報償費は、言語聴覚士等に掛かる費用を賄うものでございます。次に、10目つくし療育ホーム費でございます。当該科目は、つくし療育ホーム運営に掛かる経費を賄うものでございます。1節報酬は、つくし療育ホーム非常勤指導員2名分の人件費でございます。8節報償費は、療育相談等に派遣いただいている医師・理学療法士及び作業療法士等に掛かる費用を賄うものでございます。13節委託料は、社会福祉協議会から派遣されているつくし療育ホーム専任職員に掛かる委託料でございます。次に、11目幼児ことばの教室費でございます。同じく120ページをお願いいたします。当該科目は、保健センター内にある幼児ことばの教室運営に掛かる経費でございます。1節報酬は、幼児ことばの教室相談員及び指導員9名分の人件費でございます。8節報償費は、指導員謝礼でございます。次に、12目早期療育相談費でございます。当該科目は、保健センター内にある早期療育相談の運営に

掛かる経費を賄うものです。1節報酬は、嘱託主任相談員1名と非常勤療育相談員等6名分の人件費でございます。私からは以上でございます。

○長谷川社会福祉課長 社会福祉課です。120ページをお願いいたします。3項生活保護費についてご説明いたします。1目生活保護総務費は、生活保護業務に係る職員の人件費、事務経費等が主なものになります。前年度比で3.5%の増でございます。1節報酬は、一般医と精神科医の2人分の嘱託医報酬及び面接相談員、医療指導員、レセプト点検員等7人分の人件費でございます。2節給料から4節共済費までは、査察指導員2名、ケースワーカー13名、計15名分の人件費でございます。11節需用費から14節使用料及び賃借料につきましては、生活保護業務の実施に係るレセプトオンライン処理や電算業務等、事務に係る経費でございます。2目扶助費は、説明欄記載のとおり生活保護に係る8種類の扶助費と施設事務費及び中国残留邦人に対する支援金並びに就労自立給付金、進学準備給付金で、前年度比で2.5%の減となっております。就労自立給付金は、就労により生活保護から脱却した場合に一括支給する給付金で、進学準備給付金は、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として給付するものです。生活保護の状況でございますが、平成31年2月末現在の被保護者数は1,270人、世帯数は1,074世帯で、前年同月比人数では2.1%の増、世帯数では3.7%の増となっております。保護率は9.1%でございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○柳澤委員長 それでは、ここまでで質問をお受けします。

○塚原委員 112ページ、15節の児童福祉対策費の中でブロック塀改修工事費というところの、ブロック塀の改修工事はどこでどのぐらいの改修工事なのか教えて下さい。

○藤井こども福祉課長 こちらのブロック塀改修工事費は、子育て交流サロンわらべのものでございます。道に面した所があるものですから、ブロック塀の面積が多く、また高くなっておりまして金額も高くなってございます。

○塚原委員 これは1ヶ所ということですか。

○藤井こども福祉課長 こちらは1ヶ所です。

○塚原委員 その他で工事費は考えられますか。

○藤井こども福祉課長 114ページの保育所費になりますが。

○塚原委員 保育所費とありますよね。

○藤井こども福祉課長 こちらは東崎保育所のもので。

○塚原委員 ではなくて、わらべ、子育て交流サロンのような形の施設で、保育所とかは別として、ここはこれだけで終わりですか。

○藤井こども福祉課長 はい。

○塚原委員 はい、分かりました。

○福田委員 児童福祉対策費ですけれども、112ページの新婚新生活支援事業費補助金が、児童福祉対策費に入るのはなぜですか。

- 藤井こども福祉課長 少子化対策室関係でありまして、上の欄の事業運営経費負担金とありますが、こちらに入れさせていただいて事業実施しているということです。
- 福田委員 118ページの養育支援センター管理費で、発達障害児ということがクローズアップされて久しいですが、発達障害児の相談は増えてきているのでしょうか。
- 直井療育支援センター所長 発達障害に関しては、マスコミでもクローズアップされていますので相談を受けております。相談に関しては、1歳6か月とか3歳とかの健診時にお受けし、あとは電話等が掛かってきた時には相談員が対応しております。
- 福田委員 相談を受ける方は医療関係者ではなくて・・・。
- 直井療育支援センター所長 養育相談の相談員に関しては、学校の先生の資格を持った方とか臨床心理士や言語聴覚士がおります。言語聴覚士に関しましては、医療関係者となります。そういった方が相談員です。
- 福田委員 121ページの扶助費ですけれども、生活扶助費や教育扶助費は分かるんですけれども、生業扶助費というのはどういったことですか。
- 長谷川社会福祉課長 生業扶助費は、就労に必要な技能の習得等に掛かる費用を扶助するものでございます。
- 井上委員 保育所費の中からですが、公立保育所から民間保育所に移管するにあたって、減っている予算のところと115ページの償還金利子で返還している部分もあって、民間に変わる時に減らしている費用とかありましたら、減っていつている部分について教えて下さい。
- 藤井こども福祉課長 減らしている部分ですか。
- 井上委員 減っていつている部分、民間に売っちゃった所に対しては予算減っているでしょう。そういったのがどれぐらい出ているのか。
- 藤井こども福祉課長 管理運営等の・・・。
- 井上委員 管理運営、どこ。
- 藤井こども福祉課長 全体的になりますが需用費、役務費、委託費等の中で・・・。
- 井上委員 それが減っているということ。
- 藤井こども福祉課長 はい、そうです。
- 井上委員 民間に移すために減らしたということ。
- 藤井こども福祉課長 管理運営費がなくなったということです。
- 井上委員 もう一つ、生活保護費の中で、特に生活扶助費なんか一人当たりがここ数年減っていると思うんですけど、それが一人当たりどれぐらい。例えば30年度と31年度とどれぐらい違うのでしょうか。トータルで出ていますけど。
- 長谷川社会福祉課長 ここのトータルの数字は扶助費の半分ぐらいは医療扶助費に掛かっていますので、午前中も話しが出ましたように医療扶助費はジェネリックを推奨してございますので下がっています。要するに今委員がおっしゃられたのは生活扶助費の方が、引き下げになってどれぐらい影響があるかということなんですけれども、金額的にはまだはっきり出すことができません。と言いますのは人によって、場合により色々ありまして、どれぐらい下がるかというのは計算してみないと出な

いので、申し訳ないですけど言えないです。

○井上委員 分からないとしても上がってはいないということですね。

○長谷川社会福祉課長 3年間で5%減らすということになっていきますので、少しずつ減っているという状況です。特に高齢者の部分で減っているということになっていきます。

○井上委員 了解しました。

○下村委員 113ページの3款の民生費、4の母子父子福祉費の20節扶助費の高等技能促進費というのがあるんで、さらにこちらは違うけれど121ページの先ほどの生業扶助費というのがあるんですけど、これは両方を貰うことはできない訳でしょうか、どちらなんでしょうか。

○藤井子ども福祉課長 高等技能促進費は母子家庭の方が就労のために学校に通う。その間、支給する給付金という形になります。

○長谷川社会福祉課長 121ページの生業扶助費は、生活保護者の扶助費になりますので、生業優先ということで、そちらの制度で賄えるのであればそれは収入と見まして、その残りの足りない部分を生活保護費で賄うということになっていきますので、中には児童扶養手当というような形で見られるものもあるんですけど、これについては重複しないと思います。

○下村委員 分かりました。

○柳澤委員長 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 私から一つ。主な事業の中に保母さんの手当てがありましたよね。7,119万円。これは予算書のどこに載っていますか。

○藤井子ども福祉課長 116ページの私立保育園費の一番下、民間保育所等運営費補助金の所でございます。

○柳澤委員長 これについて、この前聞きはぐってしまっって、民間保育所の保母さんが不足をしているのが原因ですよね。前年度は10,000円、新年度が15,000円という話しなんですけど、民間保育所で実際にそういう調査はしているんでしょうが、どのくらい保母さんが不足しているのか。要するに教室があっても保母さんがいないので入園お断り、そういうことが発生しているのだからこういう補助を付けたのでしょうか、現実にはどうなんでしょう。教室数と保母さん関係は、それぞれ事情があっって一園一園違うんでしょうが、例えば代表的な所で。

○藤井子ども福祉課長 私立保育園につきましては、ほぼ定員ぐらいまでは入所している状況でございます。

○柳澤委員長 ほぼ定員まで入所しているということは、とりたてて保母さんの数が不足している訳ではないという解釈でいい訳ですよ。ということは、とりたててこういう15,000円の手当てを支給しなくてもいいのではないかという見方ができてしまうのですがどうでしょうか。

○藤井子ども福祉課長 ですけど、なかなか正職として採用するであるとか、非常勤を

募集しても公立もそうですが、なかなか応募がないということで、公立の方では定員割れしている所も多くありまして、保育士の不足は深刻なことです。民間も同様です。

○柳澤委員長 公立では随時民営化しているから、これはそんなに神経を使わなくていい。要は民間。これから全て民営化するという話でしょ。肝心の民間の保育所の保母さんが計画通り採用できているのかいないのかという事なんですけれども、2, 3聞いたところ正職員を募集しても定着しない。自ずと人材派遣にお願いして相当割高な給料を払わざるを得ない。そういう保育園もあるという話を聞いています。それが民間保育園なんですよ。どこでも通じる同じような悩みを抱えているのかということを知りたい。その辺は当然調査の上でこういう手当てを支給するという話になっていると思う。その辺のデータは持っていますか。

○藤井こども福祉課長 データは持っていません。何名足りないとかという・・・。

○柳澤委員長 間違っただけでなく、このことに反対していないですよ。比較的民間の保育士さんの給料は安いというのは大体分かっているんで、そのために手当てがある。東京、千葉、埼玉に行けば4万も5万も余計に貰えるという話も聞くのでね。そういうことで手当てを支給するのでしょうか、その辺のデータ、各園についてそういう調査をするのも必要で、それによって新年度は15,000円なんだろうから、じゃあ、15,000円では足りないよという話になる可能性もある訳ですよ。東京へ行ったら4万も5万も貰える訳ですから、実際教室もあるんだけど保育士さんがいないので、入れられませんよという話もありますね。ですからその辺の話しも非常に大事になってくるので、きちんと各園の事情をつかんで、その上でこういう手当ては支給するべきではないかと思うのですが、大変でも今日、明日という話ではありませんが、この件を各園に、当然支給するからには正職と臨時では違うでしょ。臨時は5,000円で正職は15,000円ですよ。その人数ぐらいは最低つかんでいますよね。保育園は正職が何人で臨時は何人ぐらいと、人材派遣から来ているのは臨時扱いですかね。

○藤井こども福祉課長 そうですね。

○柳澤委員長 ですからその辺の数字はつかんでいるでしょうから、そんなに難しい話ではないと思うんだよね。なるべく早くその辺のデータを。

○川村保健福祉部長 今委員長がおっしゃったように近隣で言うにつくばが3万円出しています。千葉が4万円、東京が5万円出しているという話しがございます。それによって保育所の流れがどの程度あるのかというのは分かっていないという状況です。ただ、公立保育所の方で言えば非常勤保育士が辞めているという事情があります。やはりその辺のことは調べる必要があると思います。

○柳澤委員長 最後に1点。部長と課長にお願いします。この前県議会で、どなたかが質問されていた保育士さんの人材バンクを県でも考えましょうよという記事だけ見たんですけど、詳細は見えないので議会事務局に請求して議事録を取ってもらいますが、土浦市でも将来に向けてそういうことを考える必要があるのかないのか、今

現在分からないだろうけれど、どういうふうに思っていますか。そういうふうに行政が保育士さんの囲い込みをしてやらないと、お金は、もちろん、なかなか今言ったように3万円、4万円、5万円。ちょっと走れば毎月毎月それだけ違っちゃうんだから、いずれ民営化しても民間の方がギブアップしちゃうという時代になる懸念があるのですが、その辺のことは担当では考えているのかどうか。

○藤井こども福祉課長 初めて聞きましたので考えておりません。

○柳澤委員長 3日ぐらい前の茨城新聞、質問していた議員の名前はちょっと、議会事務局に依頼してあるので、あとで切抜きをコピーして下さい。以上です。他にはありますか。

○井坂教育長 予算が非常に微妙な部分なんですけど、教育委員会で就学前教育を来年4月から立ち上げる。その中で、就学前ですから小学校に入るまでの子どもなんですけれども、そういった時に今の補助費、幼稚園でも補助金が出る訳なんです。微妙なんですけど教育委員会は市なので、幼稚園は理事長さんが権限を持っている訳ですよ。一番心配なのは、15,000円上げたのを先生の所にいくかどうか。

○柳澤委員長 誰かが質問していましたね。

○井坂教育長 つくば市は直接保育士さんの方へ行っちゃみたいだし。

○柳澤委員長 行政から保育士さんの給料が直接口座に行くのか。

○井坂教育長 行政によって色々あって、ただ、私立の保育園や幼稚園の理事長さんの権限でそのお金をどう使ってもいい訳でしょ。基本的にその辺のところをきちんとやらないと保育士さんの待遇改善がされない。私立の保育園、幼稚園の財源供給になる可能性があって、その辺のチェック機能は県に聞いても分からないんですよ。おそらく44市町村の中で、就学前教育をやるのは土浦市が初めてなので、どこまで切り込めるのかは幼稚園と保育園、私立、公立色々ありますけれど、これについて、つくばみらい市や守谷市は先行でやっているみたいですけど、これについての微妙な質問なんですけれど、そういうことを今加味している部分があります。

○川村保健福祉部長 今回の補助金のお金の流れなんですけれど、つくば市は行政が直接1人1人の口座にお金を毎月支払っている、補助している。本市の場合は園を通しますけれど、給料の明細に、例えば土浦市手当というように分かるように記載をさせていただくということになっております。

○柳澤委員長 それは事前の委員会時にそういう説明はいただきました。たまたまその時に教育長は居なかった。事前の委員会ではそういう説明は受けているのですが、今教育長が言うようにきちんとつかんでおかないとね。それも含めてさっきの県議会の質問を急いで研究していただきたい。そんなことも是非お願いしたい。他にありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 では、次に移ります。第4款衛生費をお願いします。

○塚本健康増進課長 健康増進課でございます。予算書の125ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。健康増進課職

員人件費並びに各種団体への負担金及び補助金等でございます。1節報酬は、嘱託医及び非常勤保健師、栄養士等の報酬でございます。2節給料から4節共済費までは、職員27人分の人件費でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。負担金は、保健師の関係協議会等の負担金でございます。補助金は、献血の普及啓発と推進活動を行っている献血推進協議会への補助金及び土浦市医師会が運営する准看護学院への補助金、そして今年度から新たに事業を開始いたします骨髄移植ドナー支援事業助成金でございます。次に、2目予防費は、予防接種に係る経費でございます。13節委託料は、小児用肺炎球菌ワクチンや4種混合ワクチン、日本各種予防接種の委託料でございます。20節扶助費は、先ほどの予防接種を協力医療機関以外で接種した場合の償還払いの経費でございます。126ページをお願いいたします。続きまして、3目地域医療対策費でございます。休日緊急診療事業及び寄附講座等、地域医療に係る経費でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。説明欄の病院群輪番制病院運営費補助金は、初期の救急医療施設及び患者搬送機関との円滑な連携体制の下、二次救急病院としての診療機能を有する協力病院により重症救急患者の医療を確保するため実施しているものでございます。協力病院は、土浦協同病院、霞ヶ浦医療センター、東京医科大学茨城医療センターでございます。次に、公的医療機関運営支援補助金は、公的医療機関である土浦協同病院に対し、また、救急医療体制強化支援補助金は、市内にある私的二次救急告示医療機関であります神立病院及び県南病院に対し、特別交付税制度を活用した補助金でございます。26節寄附金は、霞ヶ浦医療センター内に、筑波大学附属病院土浦市地域臨床教育センターを設置するため、筑波大学に対する寄付金で、寄附講座教員5名分に係る経費でございます。次に、4目市民健康管理費でございます。運動普及推進事業や食生活改善事業及び栄養相談等の市民の健康づくり、そして本市の健康増進計画並びに食育推進計画策定に係る経費でございます。13節委託料は、市民の健康づくりを推進している食生活改善推進員協議会及び健康まつりの開催委託料、また、運動普及推進員連絡協議会への委託料、そして、平成32年度から平成36年度を計画期間とする第3次健康つちうら21策定のための委託料でございます。5目健康増進事業費は、各種健康診査や生活習慣病検診に係る経費でございます。主な経費は、13節委託料で、胃がんや子宮がん、乳がん等、各種がん検診に係る費用でございます。127ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金でございます。説明欄、生活習慣病予防対策推進事業負担金は、生活習慣病予防対策事業に対する負担金で、県と全市町村で2分の1ずつ負担しております。続きまして、6目母子保健事業費は、母子保健法に基づいて実施する妊婦や乳幼児の健康診査等に係る経費でございます。13節委託料の主な経費は、妊婦・乳児健康診査委託料で妊娠中に14回、乳児期に2回、健康診査を受けるための経費で茨城県医師会へ委託しているものでございます。128ページをお願いいたします。説明欄の一番上、産婦健康診査委託料は、平成31年度予算の概要35ページにもあります今年度から新たに始まる事業で、妊娠初期から子育て期に渡る切れ

目ない支援の一つとして、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対して健康診査に係る費用の一部を助成するものでございます。また、新生児聴覚検査委託料は、昨年度から始まりました新生児の聴覚障害を早期に発見し、早期療育につなげるため、検査に係る費用の一部を助成するものでございます。19節負担金補助及び交付金でございます。説明欄、不妊治療費補助金は、不妊治療1回当たり5万円を限度に、10回まで助成する制度でございます。また、男性不妊治療につきましても、1回当たり5万円を限度に、平成29度から助成してございます。20節扶助費でございます。妊婦健康診査費助成金は、里帰り等で県外の病院で出産される場合、その病院と委託契約できない時、本人に費用を助成する経費でございます。未熟児養育医療給付費は、入院養育が必要な未熟児の医療費の自己負担分を公費負担する制度でございます。7目診療所費でございます。保健センターに併設されております休日緊急診療所の運営に係る経費でございます。1節報酬は、診療所管理者の報酬及び看護師・事務員の報酬でございます。11節需用費の医薬材料費は、診療所用医薬品に係る経費でございます。13節委託料は、診療所の医療業務について、土浦市医師会及び土浦薬剤師会に業務委託に係る経費及び診療所から生じる医療廃棄物の処理に係る委託料でございます。続きまして、8目保健センター費でございます。保健センター費は、土浦市保健センター及び新治分室の2施設に係る施設管理経費でございます。129ページをお願いいたします。13節委託料は、清掃や冷暖房設備保守点検等、施設管理に係る委託料でございます。14節使用料及び賃借料は、複写機に係る使用料等でございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○柳澤委員長　ここまでで質問があればどうぞ。

○下村委員　126ページ3目19節負担金補助及び交付金。公的医療機関運営支援補助金、これは、土浦協同病院単体に1億6,666万6,000円を補助しているということですか。

○塚本健康増進課長　その通りです。交付金につきましては土浦協同病院だけでございます。

○下村委員　霞ヶ浦医療センターへは補助金を出していない訳ですか。

○塚本健康増進課長　霞ヶ浦医療センターにつきましては、補助金ということではなくて、26節の寄付金を出しまして筑波大学の寄附講座でお医者さんを5名、霞ヶ浦医療センターへ派遣していただいているという状況でございます。

○下村委員　医療講座に関しては、協定を結んでということで一般質問をしたと思うんですけども、それはそれでいいんですけど、市内の皆さんが10何万人も行くように変わってきているのに、霞ヶ浦医療センターにも補助金を出したらいかがかなどこんなふうに考えるんです。協同病院というのは、新聞紙上でも大分騒がれているけれども、行方地方が主に病院を縮小してどんどんこっちの方へ来る。土浦は、1億6,666万円も払っているのは納得できない気がするけど、この辺はどうですか部長。

○川村保健福祉部長 この1億6,666万円の内の1億円というのが、新たにおおつ野にできた時に運営補助をしますと約束した1億円。10億円の内の1億円。それをここで払っているということです。端数の6,666万6,000円というのは協同病院がやっている政策的な医療、救急や感染症とか。特殊な医療法をやっているんで、特別交付税の該当になるんですね。その特別交付税を利用して補助金を出しているということです。

○下村委員 今後、執行部で次のようなお考えはありますか。例えば、今内訳は分かりましたけれども、霞ヶ浦医療センターというのは、土浦市民としては頼りにしている病院で、正直な話、厚生連の土浦協同病院、あまり頼りにされなくなってきているという言い方は悪いけれど、県南、市の南部の方から見ると、とても行けないんですよ。行ったらタクシー代往復5千円とか、そういう話しなんだよ。それで大変なんですよ。だから、もう少し近い所というと霞ヶ浦医療センターですよということで、皆さん意識的にはそちらに向いている訳です。この辺も将来的な話しなんだけど、お金の話しだから、一方的に片方ばかりに補助金を出しているという、ちょっと数字からいうとお考えいただければなと思います。以上です。

○川村保健福祉部長 この寄附講座で筑波大の方へ寄付金を払っています。筑波大の方から医者を派遣してもらっております。その5人の医者は診療を通して研究をしてもらっております。その診療費、診療報酬は霞ヶ浦医療センターの報酬とするということになっていますので、医師の派遣とともにお金は入ってきているということでございます。

○柳澤委員長 そういう解釈ですか。他、ありますか。  
(発言者なし)

○柳澤委員長 暫時休憩します。  
(休憩：午後2時40分)  
(再開：午後2時50分)

○柳澤委員長 再開いたします。第9款教育費1項教育総務費の説明をお願いします。

○平井教育総務課長 予算書187ページをお願いします。9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費は、教育委員会の運営に関する経費でございます。1節報酬は、教育委員4名分の報酬でございます。以下、19節負担金補助及び交付金までは例年通りの計上でございます。2目事務局費は、教育委員会事務局の運営等に係る経費でございます。1節報酬は、教育相談員6人及び外国語教育サポーター1人の報酬が主なものでございます。2節給料から12節役務費までは例年通りの計上でございます。13節委託料は、説明欄1番目、教育委員会バス運転管理委託料につきましては、校外学習や各種大会時における児童送迎用バスとしまして、教育委員会所有のバス3台の運転管理業務委託料でございます。188ページをお願いします。説明欄5番目、外国語指導助手配置委託料及び8番目の小学校3年生から中学校3年生を対象に実施する標準学力調査委託料が主なものでございます。14節使用料及び賃借料については、説明欄4番目パソコン使用料が主なもので、電子黒板等の

使用料でございます。15節工事請負費につきましては、旧宍塚小学校を教育相談室へ転用するための改修工事費及び旧宍塚小敷地内に、駐車場を整備するための工事費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、189ページをお願いします。説明欄5つ目、茨城県への派遣指導主事6名分の市町村負担金が主なものでございます。補助金につきましては、奨学生育英事業補助金48人分が主なものでございます。25節積立金及び27節公課費は例年通りの計上でございます。1項教育総務費は以上でございます。

○元川学務課長 190ページをお願いします。2項小学校費1目学校管理費は、市内16の小学校と新治学園義務教育学校前期課程及び旧小学校の管理・運営に関する経費でございます。1節報酬は、学校管理員、特別支援教育支援員等、小学校及び義務教育学校前期課程の業務に従事する非常勤職員の人件費でございます。7節賃金から12節役務費までは例年通りの計上となっております。13節委託料については、191ページになりますが、説明欄の下から2番目小学校児童通学送迎委託料が主なもので、土浦小学校、都和小学校、新治学園義務教育学校前期課程で運行している通学バスの委託料でございます。なお、新たなものとしたしましては、190ページにお戻りいただいて、上から6番目の備品処分委託料、こちらは、旧宍塚小学校の跡地利活用のため、同校の残置物を処分する費用、また、191ページの上から6番目車イス用階段昇降機保守点検委託料につきましては、荒川沖小学校に設置しました車イス用階段昇降機の保守点検に伴う費用。一番下の小学校ICT機器移設委託料は、来年4月の暫定統合のため、上大津西小学校のICT機器を統合先の菅谷小学校へ移設する費用となっております。14節使用料及び賃借料については、説明欄5番目パソコン使用料が主なもので、小学校及び義務教育学校前期課程において教職員が使用する校務処理用コンピュータの賃借料でございます。191ページをお願いします。15節工事請負費は、下高津小学校校舎床改修工事及び東小学校プール防水補修工事、大岩田小学校プール目隠しフェンス改修工事が主なものでございます。25節積立金については、旧都和幼稚園跡地の利活用事業について、現在も継続して公募中であることから、科目計上したものでございます。続きまして、2目教育振興費でございます。1節報酬から13節委託料までは、例年通りの計上となっております。192ページをお願いします。14節使用料及び賃借料は、小学校のパソコン教室用のパソコンの賃借料等でございます。18節備品購入費は例年通りの計上となっており、19節負担金補助及び交付金につきましては、芸術鑑賞教室の一部補助金でございます。20節扶助費は、要保護及び準要保護児童に対する学用品費、給食費等の援助に要する経費が主なものでございます。2目教育振興費は以上でございます。

○平井教育総務課長 続きまして、3目学校建設費でございます。3目学校建設費14節使用料及び賃借料につきましては、平成30年度に5年間の譲渡権付リース方式にて小学校14校の屋内運動場に整備しましたLED照明機器290台のリース料でございます。15節工事請負費につきましては、平成30年度に設計を行ないま

した下高津小学校及び荒川沖小学校の2校の非構造部材の耐震化工事を行なうものでございます。2項小学校費は以上でございます。

○元川学務課長 3項中学校費1目学校管理費は、市内の中学校7校と新治学園義務教育学校後期課程の管理・運営に関する経費でございます。1節報酬は、学校管理員、特別支援教育支援員等、中学校及び義務教育学校後期課程の業務に従事する非常勤職員の人件費でございます。2節給料から4節共済費までは、正規職員の学校管理員1名の人件費でございます。8節報償費から193ページの12節役務費までは例年通りの計上となっております。13節委託料につきましては、火災報知機の保守点検委託料の他、学校施設の維持管理に伴う委託料が主なものでございます。194ページをお願いします。15節工事請負費につきましては、土浦三中普通教室のエアコンの設置工事及び土浦六中の受電設備機器の更新工事が主なものでございます。18節備品購入費と27節公課費は例年通りの計上でございます。続きまして2目教育振興費でございます。1節報酬及び11節需用費につきましては例年通りの計上となっております。13節委託料は、中学1年で実施する宿泊体験学習の委託料が主なものでございます。14節使用料及び賃借料の主なものは、パソコン使用料で、中学校のコンピュータ教室用のパソコンの賃借料等でございます。19節負担金補助及び交付金は、進路指導対策補助金等でございます。20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護生徒に対する学用品費、給食費等の援助に要する経費が主なものでございます。2目教育振興費は以上でございます。

○平井教育総務課長 続きまして3目学校建設費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、全中学校7校の屋内運動場の水銀灯を更新するもので、小学校の整備手法と同様に5年間の譲渡権付リース方式にて整備を行なうものでございます。3項中学校費は以上でございます。

○元川学務課長 195ページをお願いします。4項幼稚園費1目幼稚園費は、市内2園の幼稚園の管理・運営に関する経費でございます。1節報酬費は、園長、特別支援教育支援員等、幼稚園の業務に従事する非常勤職員の人件費でございます。11節需用費及び12節役務費は例年通りの計上となっております。11節需用費及び12節役務費は例年通りの計上となっております。13節委託料については、説明欄2番目の機械警備委託料が主なもので、幼稚園施設の維持管理に伴う委託料が主なものでございます。196ページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料から27節公課費までは例年通りの計上でございます。1目幼稚園費は以上でございます。

○平井教育総務課長 196ページをお願いします。続きまして、2目私立幼稚園振興費でございます。2目私立幼稚園振興費19節負担金補助及び交付金、保護者助成補助金及び就園奨励費補助金につきましては、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、保護者の所得状況に応じ、入園料及び保育料等の一部を補助するものです。保護者助成補助金は、月額3千円、1,472人分、就園奨励費補助金は、子ども子育て新制度に移行しない園の園児629人の保護者に対し、国の基準

に基づき交付するものでございます。4項幼稚園費の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○柳澤委員長 それでは質問を受けます。ございますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 それでは私から。小学校費と中学校費とありますが、中学校費ではLED照明器具借り上げ料、194ページの1番下、体育館等で5年間の譲渡権付きリース方式と聞こえたのだが、6年目からは器具は無償でいただけるという解釈でいいのか。

○平井教育総務課長 5年間を過ぎると市の所有になります。

○柳澤委員長 小学校も一緒ですか。

○平井教育総務課長 小学校も一緒でございます。

○柳澤委員長 小学校も体育館。

○平井教育総務課長 はい。

○柳澤委員長 当然そういう計算をしたと思いますが、買い上げとリースとどれだけ違うんですか。

○平井教育総務課長 3年間の工事で当初予定しておりまして、3年間で小学校の全ての照明を整備した場合、3億2,7000万円の工事費でございます。

○柳澤委員長 3年間で。

○平井教育総務課長 3年間でトータル3億2,725万4,000円です。

○柳澤委員長 これは市が発注して工事した場合ということだね。

○平井教育総務課長 はい。

○柳澤委員長 それで。

○平井教育総務課長 5年間のリース総額でございますけれども3,970万円です。

○柳澤委員長 丸が1個違うんじゃないの。なんでそうなっちゃうの。

○平井教育総務課長 設置後の検討をいたしまして、照明機器のアイリスさんが工事単価より安い費用で整備できるということで、昨年も2億9,000万円の削減効果が出てきたものですから。

○柳澤委員長 そうですか。異常な数字なんですよ。一般的にリースというのは事業者が利益が入るよね。車のリースで考えてみると、100万円の車を5年のリースで借りると、残差を引いてのリース契約となるでしょうが、一般的には買取の方が安くなるとリースの方が高くなるというのが一般的な感覚なんだけれども、今はどうか分からないけれど、これからも買い取った方が安くなる訳じゃあるまいけれど8から9倍違う。同じ品物で同じ明るさでという前提で比較したんでしょ。

○平井教育総務課長 はい。

○柳澤委員長 そんなに違うんだ。

○平井教育総務課長 同じ明るさです。

○柳澤委員長 工事屋も相当儲かったね。こんなに違うのかね。そうですか、分かりました。次に移ります。第5項社会教育費の説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 文化生涯学習課です。196ページ、9款5項1目社会教育総務費について説明させていただきます。社会教育総務費の主なものは、社会教育に掛かる人件費及び社会婦人学級・家庭教育学級の委託料、派遣社会教育主事の市負担金でございます。1節報酬から8節報償費までは、社会教育に掛かる人件費でございます。13節委託料につきましては、社会婦人学級と家庭教育学級の開設運営委託料でございます。19節負担金及び交付金でございますが、茨城県から派遣されております社会教育主事の派遣社会教育主事市町村負担金が主なものでございます。その他の経費については例年通りでございます。197ページ、2目文化財保護費でございます。こちらは指定文化財等の保護・保存・活用に要する経費でございます。1節報酬は、文化財保護審議会委員及び非常勤職員に係る費用でございます。198ページ、13節委託料は、水戸街道松並木や真鍋のサクラ等の指定文化財の管理経費と遺跡試掘確認調査に掛かる経費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、平成30年3月に国選択無形民俗文化財に選定された霞ヶ浦の帆引き網漁の技術の予備調査を行うものでございます。18節備品購入費につきましては、指定文化財を周知するために設置しております文化財説明板の購入経費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、全国史跡整備市町村協議会への負担金や県指定無形民俗文化財のからかさ万灯、流鏝馬祭、田宮ばやしの補助金の他、永井にございます前野家住宅の茅葺き屋根の修理に対する補助金が主なものでございます。以上でございます。

○黒澤上高津貝塚副館長 上高津貝塚ふるさと歴史の広場でございます。3目ふるさと歴史の広場管理費についてご説明いたします。198ページから199ページでございます。ふるさと歴史の広場管理費は、施設の維持管理、展示等の教育普及事業及び埋蔵文化財の調査等に要する経費でございます。主なものをご説明いたします。1節報酬につきましては、教育普及や調査対応の嘱託職員1名の報酬、資料館受付等、非常勤職員の報酬でございます。7節賃金につきましては調査に係る賃金でございます。8節報償費につきましては、講師謝礼、子ども郷土研究の参加賞等が主なものでございます。9節旅費につきましては、研修や展示に伴う資料の借用返却、資料調査が主なものでございます。199ページをお願いします。11節需用費の内、印刷製本費につきましては、年報や展示に係るポスター、チラシ、パンフレット、子ども郷土研究収録集、調査報告書等が主なものでございます。12節役務費につきましては、展示資料を借用返却するための通信運搬費及び展示パネルや看板の筆耕料等が主なものでございます。13節委託料につきましては、空調設備保守管理委託料等、定例的な施設の維持管理等、10件の委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、駐車場用地の借地料及び複写機使用料が主なものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐賀文化生涯学習課長 200ページ、4目芸術文化振興費でございます。こちらは市の文化・芸術の振興を図るための経費でございます。1節報酬につきましては、文化振興室と市民ギャラリーの非常勤職員に係る費用でございます。8節報償費に

つきましては、土浦市美術展委員会の委員や市民ギャラリー企画展の作品借用や講師への謝礼が主なものでございます。12節役務費につきましては、市民ギャラリーの電話代や展覧会の展示作業等に掛かる経費でございます。13節委託料は、第71回を迎える市美術展開催委託料の他、市民ギャラリーの設備に係る経費でございます。14節使用料及び賃借料は、市民ギャラリーのコピー機等のリース料や利用者に対する駐車料金の経費が主なものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、アルカス土浦の管理組合に払うギャラリーの光熱水費や共用施設の管理等の負担金と土浦市文化協会等への補助金の計上でございます。続きまして5目市民会館管理費でございます。13節委託料につきましては、産業文化事業団への指定管理料の他、市民会館の耐震補強及び大規模改造工事の監理委託料並びに工事に伴う備品類の移動経費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、リース期間が11月までとなっております小ホール照明調光基盤等のリース料が主なものでございます。15節工事請負費につきましては、市民会館の耐震補強及び大規模改造工事費並びに駐車場の拡張工事でございます。またあわせて13ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。市民会館耐震補強及び大規模改造事業におきまして、工事関連経費について、期間が平成31年度、32年度の2か年で限度額は1,569万円とさせていただきたいと存じます。201ページにお戻りください。6目公民館費でございます。公民館指導員と非常勤職員に掛かる費用や施設の維持管理費が主なものでございます。1節報酬から8節報償費は公民館管理に掛かる人件費でございます。13節委託料の主なものでございますが、各地区公民館の夜間及び休館日開館管理委託料、荒川沖東部地区・西部地区学習等供用施設の指定管理料、その他公民館の維持管理に必要な設備の保守点検委託料でございます。202ページ、15節工事請負費につきましては、低濃度PCB含有の受電設備の交換工事に掛かる経費及びブロック塀の安全点検で不適合と判断された塀の改修工事に掛かる経費でございます。続きまして203ページ、7目生涯学習館費でございます。文京町にございます生涯学習館の産業文化事業団への指定管理料でございます。また15目工事請負費につきましては、低濃度PCB含有の受電設備の交換工事に係る経費でございます。生涯学習館費は以上でございます。

○木塚博物館副館長 引き続き203ページをお願いいたします。8目博物館費の主なものをご説明いたします。内容は施設の維持管理及び博物館の展示等に伴う費用でございます。1節報酬は館長他嘱託職員1名及び受付等非常勤職員7名分の報酬でございます。2節給料から4節共済費は博物館職員6名分の人件費でございます。8節報償費は特別展の講演会講師謝礼、展示協力者謝礼等でございます。9節旅費は特別展の調査や資料の借用返却に伴うものです。11節需用費は消耗品の他、特別展の図録、ポスター、ちらし等の印刷製本費、電気代等の光熱水費、施設・設備の修繕料等でございます。12節役務費は特別展、展示資料の輸送に伴う通信運搬費や土屋家刀剣手入れ及び展示資料の修復に伴う手数料等でございます。13節委託

料は、204ページの上段に掛けて、主に施設の設備の補修管理や収蔵資料の保存のための15点の委託でございます。14節使用料及び賃借料は複写機使用料、植木借上料の他、説明欄記載の通りでございます。15節工事請負費は低濃度PCB含有の博物館受電設備の変圧器コンデンサーの更新工事及び第1駐車場ブロック塀の改修工事に係る経費でございます。18節備品購入費は土浦地域に係る歴史資料の購入でございます。19節負担金は、日本博物館協会負担金他2件の負担金でございます。27節公課費は公用車2台分の重量税です。以上でございます。

○大貫図書館副館長 図書館でございます。引き続き204ページをお願いいたします。9目図書館費について説明させていただきます。図書館費の主なものですが、人件費及び図書館に関する施設の運用、また、維持管理等に掛かる費用でございます。節ごとにご説明いたします。1節報酬から8節報償費までは、図書館協議会委員の報酬費8名分と館長以下職員11名分の図書館運営に掛かる人件費となっております。11節の需用費につきましては、図書館の図書等の資料購入費に掛かる経費となっております。205ページをお願いいたします。13節委託料は図書館の管理運営に掛かります貸し出し返却等、窓口業務の一部運営業務委託費、また、清掃委託や空調設備、自動化書庫、エレベーター等の保守委託に掛かります施設の維持管理費用が主なものとなっております。14節使用料及び賃借料は、図書館での図書データや利用者の皆様の個人データ等を管理いたします図書館管理システムの使用料、また、図書館が入っております複合施設アルカス土浦や市営東西駐車場の図書館利用者に無料化処置をする助成分の駐車場使用料が主なものとなっております。206ページをお願いいたします。19節の負担金補助及び交付金につきましては、図書館が入っておりますアルカス土浦の施設管理負担金が主なものとなっております。使用負担金につきましては、アルカス土浦や市民ギャラリーの公共施設の他にりそな銀行や学習塾が入る共有の複合施設となりますので、供用で使っております通路やエレベーター、エスカレーター、駐車場等の施設維持管理費用を各施設で面積割りにより負担するものです。その他の経費につきましては例年通りとなっております。以上です。

○木塚博物館副館長 博物館でございます。引き続き206ページ、10目市史編さん費、主なものをご説明いたします。内容は土浦の地域市史編さんを目的に資料のデータ整理や、その他情報発信等の実施に伴う費用でございます。1節報酬は、資料のデータ整理や古文書解読等、専門的業務を行う嘱託職員1名、非常勤職員5名分の報酬でございます。8節報償費は、ブックレフト小冊子でございますが、イラスト作成に掛かるものがございます。9節旅費は、県外の資料調査に伴うものです。11節需用費はブックレフト第1集、また、古文書目録第30集の版行に伴う印刷費等でございます。12節役務費は、ブックレフトに係る写真撮影、手数料でございます。13節委託料は、古文書目録の版行に伴う資料作成委託料でございます。以上でございます。

○佐賀文化生涯学習課長 11目青少年育成費でございます。こちらは青少年育成に掛

かる経費や放課後児童クラブ等の経費が主なものでございます。1節報酬から8節報償費につきましては青少年育成に掛かる人件費でございます。13節委託料につきましては、放課後児童クラブと放課後子ども教室の運営に掛かる経費が主なものでございます。成人式につきましては、市民会館が工事中で使用できないことから来年度につきましては、各中学校地区ごとの開催を見込むものでございます。207ページ、15節工事請負費につきましては、放課後児童クラブの待機児童を解消するため神立小学校第1児童クラブ室の増築に掛かる経費が主なものでございます。続きまして12目青少年の家管理費でございます。1節報酬から3節職員手当等につきましては、青少年の家の管理に掛かる人件費でございます。208ページ、13節委託料及び14節使用料及び賃借料は、青少年の家の管理のために要する経費及び借地料が主なものでございます。社会教育費につきましては以上でございます

○柳澤委員長 それでは質問を。

○下村委員 色々な施設にPCBが含まれる、いわゆるコンデンサー等の交換が発生しているんですね。この交換工事費というのが計上されているけれども、交換工事を終わった後一気に処分できないはずなんです。北海道等指定された所へ持って行くんですが、保管等の事由が発生してくると思うが、そういった費用はここに入っているんでしょうか。

○佐賀文化生涯学習課長 高濃度のPCBにつきましては、すでに市内の施設のものについては処分が済んでございます。今回、対象となっているのは低濃度PCBを含有しているもので、こちらは北海道ではなく、関東でいうと千葉や群馬等にある施設で処分ができるというようなものでございまして、処分につきましては、環境保全課の方で市の施設の物をまとめて処分する予定となっております。

○下村委員 指定された場所へ業者が持って行く、そこまでが工事請負になっているのかな。

○佐賀文化生涯学習課長 運搬につきましては環境保全課の方で、回収処分の方は環境保全課の方で請負うような形となっております。

○下村委員 工事場所から仮に環境保全課で指定している場所までの運搬は工事業者でやるのかなということです。そこを確認したかった。

○佐賀文化生涯学習課長 こちらの工事では、現地保管というような事がございまして、その後、回収作業につきましては、環境保全課の方で行うような形でございます。

○下村委員 分かりました。PCBは低含有でもきちんとした基準がありまして、その中で法律が決まっていますから、漏れたりしたら大変なので、特に博物館等、不特定多数の方が来る場所ですから保管をきちんとしてもらいたい。容器についてもポリエステル製等基準があるでしょうからきちんとしてもらいたい。お金はこれのできるのであればいいので。気になったので質問しました。

○佐賀文化生涯学習課長 保管用の容器につきましては、環境保全課で準備をしていただきまして、現地で保管して運ぶ予定でございます。よろしくお願いたします。

○荒井委員 図書館費、205ページ、14節使用料及び賃借料、権利使用料464万

とありますが、何の権利でどういうふうにするのですか。

- 大貫図書館副館長 ご質問いただきました権利使用料ですが、図書館の図書を購入する際に、市民の皆様がインターネットで図書館の本を検索していただく時に、図書館の所蔵してある本1冊1冊に、専門用語でマークと呼ばれます図書の本の情報データがあるんですね。本を1冊買う場合、マークというものも1冊分買うというのがどこの公共図書館でも一般的な方法でありまして、そのマークというのを本の卸業者から購入するものが、予算の科目ですと権利使用料にあたるものであります。ちなみにそのデータと言いますのは、図書の著者名や作品名、ページ数、直木賞や芥川賞を受賞しますとデータが更新されまして、それによって検索するキーワードが色々な方法で探せるというものになっております。
- 荒井委員 その元はどこにあるんですか。検索すると1冊幾らとか本の情報が分かるんですか。
- 大貫図書館副館長 当館の場合は図書の契約業者が、図書館流通センターという業者なんです、その業者が作っているデータになります。
- 塚原委員 197ページの社会教育総務費の19節負担金補助及び交付金という所の補助金、ミュージックフェス土浦開催費補助金は、実際は補助金の対象から外されるものだったんですが、今年はこれをやっていただけたということによろしいですか。ここに書いてあるということは。
- 佐賀文化生涯学習課長 補助金検討委員会では廃止ということですが、内部の補助金の審査会の方で話し合いを行いまして、突然ゼロにするような事ではないという判断がなされまして、減額はされたところでございますが、来年度の事業、こちらにつきましては行うというようなことで決定したものでございます。
- 塚原委員 どうもありがとうございました。皆さん喜ぶと思います。
- 福田委員 206ページ、11目青少年育成費13節委託料、成人式駐車場管理委託料、これは市内の中学校、8中学校の管理委託料ということですか。
- 佐賀文化生涯学習課長 こちらは、成人式を開催する時に駐車場の警備を行う費用でございまして、今回は8地区の中学校の駐車場を警備するための経費でございまして。
- 福田委員 8地区の成人式の式次第というのは、各地区違ってきてよろしいんですか。
- 佐賀文化生涯学習課長 毎年、成人式を行っております定例的なものにつきましては、市の方から、実行委員会の方に、まず、示させていただきまして、その後、各地区ごとにアトラクションと言いますか、余興のようなものを実施するしないにつきましては、各地区の実行委員さんで話し合ってくださいまして、例えば、ビデオレターを流したり、ビンゴ大会を開催したりというような催しにつきましては、各地区ごとに準備をするようなことでございます。
- 福田委員 市民会館では警察がしっかりマークしていましたが、市の方ではどうなんでしょうか。警備とか何か考えていますか。
- 佐賀文化生涯学習課長 駐車場の警備ということで、警備業者に委託というようなこと、また、教育委員会の職員の方も各地区について、お手伝いをするというような

ことを予定しておりますが、ただ、規模が小さくなりましたことから例年の警察沙汰になるような、大きな問題は生じないであろうということが想定されますので、その時は職員が対応するような形で実施したいと考えております。

○**下村委員** 図書館なんですが、確認の意味なんですが、206ページ、アルカス土浦管理負担金、これは段々下がるということはないんでしょうか。

○**大貫図書館副館長** アルカス土浦管理負担金なんですが、今年度は初年度と比較しまして、実績ベースで算出させていただきましたので、概算ですが1千万円以上管理費は下がっております。今後は、委託をしております土浦都市開発さんとのこととなりますので何とも言えませんが、初年度よりは下がっております。

○**下村委員** ありがとうございます。もう1つ、各施設、ふるさと歴史の広場、博物館もそうなんです、光熱水費というのが非常にあって、博物館の光熱水費というのは何となく理解できるんです。ふるさと歴史の広場でしたっけ。272万1,000円とかありまして、こういったのを削減するといった努力はできるのかどうか、この辺はどのようにお考えなのかということをお伺いしたいのですが。例えば、199ページのふるさと歴史の広場の管理費の光熱水費、あるいは空調設備保守管理委託料とか、203ページ博物館は、結構、光熱水費が798万4,000円、空調設備保守管理委託料はふるさと歴史広場とあまり変わらない。どういうふうに削減していけるのかどうかというのを知りたい。例えば、新しい図書館は光熱水費が非常に安い。新しい図書館は155万円。器具を新しくすることによって削減できるのであれば、その辺も。どのようにお考えなのかをお伺いしたい。

○**佐賀文化生涯学習課長** 両館及び市民ギャラリーもそうなんですけれど、収蔵庫がございまして、収蔵してある備品であったり、文化財であったり、非常に貴重なものが収蔵されていることから、24時間空調を回している状況でございます。博物館が30年経っている。上高津歴史の広場も20年以上経っているような状況でございます。機器が老朽化している状況でございます。そちらにつきましても機器の更新によって、使用料につきましても大分変わってくると思いますので、機器の更新について今後検討したいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○**下村委員** 交換してほしい。

○**柳澤委員長** 特に空調機は、昔のは効率が悪いんだよね。今のは電気代がくわない。家庭のエアコンも以前の半分ぐらいだもんね。もちろん照明もそうだけど。図書館、博物館が、LEDがいいのかは置いていて、是非、その辺は検討して下さい。なるべく数字が出るように早めにやった方がいいのかもしれない。他はないでしょうか。

(「なし」の声あり)

○**柳澤委員長** じゃあ1点お願いします。市民会館の指定管理者指定管理料は、新年度から工事が始まって市民会館は100%利用しないということなんですけど、前年度の指定管理料と今年度の指定管理料との比較、今年度の指定管理料がなぜ3千万円も発生してしまうのか、説明をお願いいたします。

○**佐賀文化生涯学習課長** 市民会館の指定管理委託料でございますが、平成30年度に

つきましては7, 100万円程度掛かっておりました。来年度につきましては、市民会館の工事の進捗状況の管理をいたします職員が、現在、シルバー人材センターの2階にございます真鍋庁舎の新しい方の所に3名勤めておりました、そちらの方の職員。今度工事の方が詰まってまいりますと、今年度の10月から新しい市民会館の利用の受付作業が入ってくるような形となっております。その作業に更に2名必要になってくる。来年度の指定管理料につきましても、必要となりますことから継続させていただいているところでございます。

○柳澤委員長 工事の進捗状況を確認するのに職員が3人。設計料があるでしょう。それから管理が発生してくる。設計業務と管理業務が同じ業者でなくてもいいんだけど、工事の進捗状況というのは、管理を請け負った業者は100%責任を持ってやるんですよ。しかも、公共事業は基本的に行程表通りに進めなきゃならないという不文律がある訳で、当初の全体の行程表が出ますね、それによって工事は進んでいく訳であって、何かの突発的な事故でもなければ工事が遅延するという可能性はほぼないんですよ。当然その行程表を眺めれば進捗状況というのはつかめるはずだし、何で、そこに3人も必要なのか。しかも素人でしょ。プロじゃないでしょ、この3人は。建築の。まったく意味がない。

○佐賀文化生涯学習課長 市民会館の場合でございますが、舞台機構という特殊な装置がございます。舞台装置につきましては、操作をするための特殊な技術が必要ということで、人間の配置ですとか、実際の操作状況等も含めて、実際に使う人間がそれを見ながら工事の方を進めないと、出来上がったものをどうぞと言われても扱うことが非常に難しいところがございます、そういった工事の進捗状況を見ながら進めなければならないという特殊な事情がございます、この場合につきましては、指定管理の人間をそのままつけさせて、人数は少なくなっておりますけれども、そういった工事を見るためにつけさせていただいているような状況でございます。

○柳澤委員長 舞台装置、今回の工事に舞台装置も新設という項目は入っていたんだっけ。入っていたか。

○佐賀文化生涯学習課長 はい。

○柳澤委員長 入っていた。ちょっと解せないな。それについて3人必要かどうかというのは。その時だけでしょ。

○佐賀文化生涯学習課長 それ以外にも施設の周りがございます植栽帯の管理、駐車場の管理、そういったところは工事に含まれない部分でございます、そういったところの管理、日常的に必要なようになってくるようなことも管理委託料に含まれます。

○柳澤委員長 無理があるような説明で納得できない。10月から新規の受付が2名、これは何となく分かるような気がします。これについても2名必要なのかというもあるよね。受付、朝から晩まで行列で申込者が来る訳ではないでしょ。これに2人も必要なのが1点。今言った舞台装置の動かし方も3人付きっきりで完成まで1年間も必要なのか。舞台装置の取り付けが始まるのはかなり後でしょ。その辺細かいのを見ていないから何とも言えないけれど、多分1年間ずっと付いている訳で

はないよね。結局、居なくたって本当に必要な時だけ打ち合わせができればいい、その程度の話だと思うんだよね。実際に動かしてみても動くかどうか後は確認すればいいんだから。これについては無駄な予算を計上しているように感じるんだよね。今の駐車場の管理にしたって、工事用の駐車場というのは請負い会社が管理する訳だから、今言っているのは第2駐車場の方でしょ。じゃないの。どこの部分ですか。誰が使う駐車場ですか。

○佐賀文化生涯学習課長 市民会館の建っている建物の目の前の駐車場の所は、工事のために囲いをしまして資材の置き場所に使いながら利用しているところでございます。その外の植栽帯や第1駐車場、第2駐車所の方につきましては、現在、一部は資材置き場に使用しておりますが、管理の方が必要となっているような場所でございます。それ以外にも実際の・・・。

○柳澤委員長 分かった。駐車場の管理とか植栽帯の管理とか表現があったけど、植栽帯なんて誰が管理するの。管理なんかしないでしょ。1年に1回枝払いする程度でしょ。あえて、この工事期間中に3人も付けておいて、舞台装置とか枝払いとか、その程度の話でしょ。どっちにしたって、この3千万円は理解に苦しむな。この1本に反対したら、全部に反対することになるよね、予算。大変だな。後で減額補正なんか組むことはできるよね、予算成立してから。やっぱり要らなかったから減額しましょうということであれば反対しないけれども、この部分は納得できない。他にありますか、どうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 ないですか、では、次に移ります。保健体育費。

○根本スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。208ページ、6項保健体育費1目保健体育総務費でございます。1目保健体育総務費はスポーツ推進委員及びスポーツ振興全般に関する経費でございます。1節報酬につきましては、スポーツ推進委員72名分の報酬及びスポーツ振興課非常勤職員1名分の報酬でございます。2節給料から、209ページ、4節共済費までは、スポーツ振興課職員7名、学務課保健給食係4名、川口運動公園職員3名、武道館職員1名、計15名分の人件費です。19節負担金補助及び交付金につきましては、説明欄に記載のとおり茨城県スポーツ推進委員協議会負担金等、負担金4件、補助金1件でございます。28節繰出金につきましては、公共用地先行取得事業特別会計への繰出金で、木田余地区市民運動広場用地の償還金です。続きまして2目社会体育振興費でございます。市民の健康づくり、体力づくりのための各種大会等を開催する経費、地域スポーツの充実のための学校施設開放事業に要する経費等でございます。1節報酬は、土浦一中の校庭夜間開放に伴う管理人の報酬です。13節委託料は、16地区で開催いたします市民体育祭の体育協会への委託料が主なものです。19節負担金補助及び交付金は、説明欄に記載のとおり負担金1件、補助金5件となっております。主なものは、体育協会事業補助金、小中学校児童生徒各種大会参加等補助金、かすみがうらマラソン大会補助金となっております。3目体育施設費は、霞ヶ浦文化体育会館、

川口運動公園，新治運動公園等体育施設の維持・管理・運営等に要する経費でございます。1節報酬は，嘱託職員4名と非常勤職員5名の計9名分の報酬。8節報償費は，旧宍塚小学校及び旧藤沢小学校の体育施設管理協力者への謝礼です。11節需用費は，各体育施設の光熱水費及び修繕料が主なもので増額となっておりますが，光熱水費については今年度の支出見込により，前年度比8%の増となっております。また，修繕料については，国体に向け霞ヶ浦文化体育会館駐車場の区画線表示を行うための増が主なものでございます。13節委託料は，各体育施設の維持・管理に要する経費で，主なものは，霞ヶ浦文化体育会館管理委託料，水郷プール管理委託料，体育施設路面保守管理業務委託料，体育施設清掃除草業務委託料等でございます。主な増減につきましては，まず，水郷プール管理委託料の減額については，プール期間中に産業文化事業団が売店の営業や浮き輪の貸し出し等を行っており，その営業収入が増えていることから，市からの委託料を減額するものでございます。体育施設清掃除草業務委託料の増については，4月から旧宍塚小学校のグラウンドの管理をスポーツ振興課で行うこととなったための除草費用等が主なものでございます。新治体育施設管理委託料の増につきましては，利用者の増に伴い，管理人の勤務時間の増に伴う増でございます。211ページをお願いします。境界測量委託料につきましては，市立武道館のブロック塀改修に伴い，隣接する民地との境界を確定するものでございます。14節使用料及び賃借料は，市立武道館駐車場及び南部地区運動広場の借地料，第一中学校グラウンド，新治トレーニングセンター及び旧宍塚小学校体育館の照明のLED化に伴うリース料が主なものでございます。15節工事請負費は，市立武道館のブロック塀改修工事及びJ:COMスタジアム土浦の防球ネット設置工事でございます。J:COMスタジアム土浦の防球ネット設置工事は，12月以降のオフシーズンでの設置工事を予定しております。

○北島国体推進課長 国体推進課です。4目国体推進費でございます。国体推進費については，2019茨城国体開催に掛かる経費でございます。2節給料から4節共済費までは，国体推進課職員13人分の人件費でございます。19節負担金及び交付金は，2019茨城国体土浦市実行委員会への負担金でございますが，本市開催4競技の競技会開催のための事業費が主な中身となっております。

○元川学務課長 5目学校保健管理費は，児童生徒及び教職員の各種の保健管理に掛かる経費でございます。1節報酬は，学校医，学校歯科医，学校薬剤師及び教育委員会産業医の報酬でございます。2節報償費から12節役務費につきましては例年同様の計上でございます。13節委託料は，心臓検診等，児童生徒や教職員の各種検診に係る委託料等でございます。14節備品購入費につきましては例年通りの計上となっております。213ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金は，説明欄の一番上，日本スポーツ振興センター災害共済負担金が主なもので，園児及び児童生徒の通学時や幼稚園・学校での活動中の事故等に対応するための負担金でございます。20節扶助費につきましては，要保護及び準要保護児童生徒に係る医療費扶助でございます。5目学校保健管理費は以上でございます。

○日下部第一給食センター所長 6目学校給食費は、給食センター施設の維持管理や給食運営及び現在建設中の新たな給食センターの再整備に関する経費でございます。

1節報酬は、学校給食センター運営審議会委員、非常勤栄養士等の報酬でございます。2節給料から4節共済費までは、職員6名分の人件費でございます。9節旅費につきましては例年通りの計上となっております。11節需用費は、一番下の賄材料費が主なもので、園児、児童生徒、教職員等、約11,400人分の食材の年間購入費用でございます。12節役務費は例年通りの計上でございます。13節委託料につきましては、214ページの説明欄中ほどの給食センター調理等委託料と上から5番目の給食輸送委託料が主なもので、調理等委託料は、調理の他、食材の保管、食器類の洗浄・消毒、調理場内の点検・整備、衛生管理等も含めた経費、また、給食輸送委託は、学校給食配送車に掛かる経費となっております。なお、新たなものとしたしましては、下から4番目の土地測量委託料と下から2番目のアスベスト等分析調査委託料が跡地利活用のための現在の第1・第2学校給食センターの土地測量とアスベスト調査、そして、一番下の学校給食管理システム移行データ作成委託料が新しい給食センターで導入する学校給食管理システムに移行するためのデータ作成に掛かる委託料となっております。14節使用料及び賃借料は、システム使用料が主なもので、新しい給食センターで使用する学校給食管理システムの導入・維持管理に掛かる使用料でございます。15節工事請負費につきましては、現在建設中の新たな給食センターの再整備工事費でございます。なお、こちらの工事費は、平成30から32年度の継続費となっており、平成31年度の工事割合は約85%となっております。18節備品購入費につきましては、現在2つの給食センターの調理用備品購入費でございます。19節負担金につきましては例年通りの計上でございます。6目学校給食費は以上でございます。

○柳澤委員長 ここまでで質問があればどうぞ。

○福田委員 かすみがうらマラソン大会補助金ですが、今回のゲストランナーはどなたがいらっしゃるんですか。

○根本スポーツ振興課長 毎年ご招待しておりますけれども、有森裕子さんをお願いしております。ヨガのインストラクターをやっております松本莉緒さんという方が非常に人気がございます、そういった方をご招待いたします。

○福田委員 盲人マラソンの伴走者は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○根本スポーツ振興課長 これまでに往年の名ランナーをお願いしていたんですけれども、宇佐美選手とか高齢になったということで、今回からは盲人ランナーの登録バンクに対して、そちらに登録していただいた方から盲人の選手の方の伴走をしていただくということで組み合わせ等を行っているところでございます。今大会も後で報告いたしますが、盲人のランナーの方150名ほど参加されますので、それを確保できる人員は十分おります。先ほどの松本莉緒さんも伴走をしていただくことになっております。

○荒井委員 212ページ、学校保健管理費の中の備品購入費聴力検査用機器、これは

どういうふうに保健施設で使うんですか。教えてください。

○元川学務課長 オージオメーターという聴力検査の機器なんですけれど、こちらはかなり老朽化しております、年次計画で台数、6年間で18台入れ替えということで毎年予算計上しているものでございます。

○荒井委員 誰が使うんですか。

○元川学務課長 児童・生徒の検査用の機器でございます。

○荒井委員 検査用ということは生徒全員検査するのですか。

○元川学務課長 はい、そうです。

○荒井委員 ということは学校に1台ずつ。

○元川学務課長 はい、それを買い換えております。

○荒井委員 さっきの話ではないけれど、リースと買ったのではどう違いますか。

○元川学務課長 そういう視点も必要かと思いますので調査いたします。

○福田委員 国体推進費なんですが、競技開催中は担当職員以外にも職員の方は動員されるのでしょうか。

○北島国体推進課長 昨年度実施いたしましたリハーサル大会の検証を受けまして、昨年のリハーサル大会は1競技に対して30人も市職員が従事したのですが、本大会は規模が大きくなりますので、その辺の必要人数を計算しているところですが、全体では約250名程度で、かすみがうらマラソンや土浦全国花火競技大会と同様の動員規模を予定しております。ただ、会期がずれてございますので、全体では250人ですが常時市役所からいなくなるというのは、50から60人という規模になります。

○柳澤委員長 他はないでしょうか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 続きまして第2表債務負担行為に移ります。説明をお願いいたします。

○佐賀文化生涯学習課長 13ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。上から2番目でございます。市民会館耐震補強及び大規模改造事業でございます。こちら、この事業におきまして什器等の備品の購入、また、ピアノの保管、移動、設置にあたる経費につきまして、工事終了後に購入及び移動、設置等が必要となりますことから、期間が平成31年度から32年度の2ヶ年に掛かっていることがございまして、限度額が1,569万円とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○日下部第一給食センター所長 13ページ学校給食センター再整備事業に係る2つの債務負担行為でございます。まず、1つ目が学校給食センター再整備事業家具備品購入で、期間は平成31から32年度、限度額7千万円となっております。こちらは新しい給食センターで使用する机、椅子、ロッカー等の什器や消火器、また、学校で使用する配膳棚や台車等を購入するものでございます。次に、2つ目が学校給食センター再整備事業厨房備品購入で、期間は同じく平成31から32年度、限度額は1億3,800万円となっております。こちらは児童生徒が使用する食器や食

器かご、給食を入れる食缶等を購入するもので、どちらも新しい学校給食センターの供用開始に向けて準備するものがございます。以上です。

○柳澤委員長 それではこの件についてご質問があればどうですか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 ないですか。では、文化生涯学習課長、何か資料が出てきたかな。

○佐賀文化生涯学習課長 はい。先ほど委員長よりご意見いただきました市民会館の指定管理委託料についてでございます。市民会館指定管理委託料では、自主文化事業といたしまして、指定管理の事業者が市民会館で自主文化事業を行っている部分がございます。例年1年前から準備をして芸能人や著名人を呼ぶこともありますので、そういった方たちを呼ぶ1年前から事業の計画をしております、32年度オープン当初からそういった事業を進めるためには、31年度にそういった事業の計画をしなければならないということがございまして、年間に、実施事業については3本から4本の計画をしております。そちらの準備作業等もございまして、職員が必要であると、先ほど説明が漏れてしまい大変失礼いたしました。そういったことも含めまして職員の配置が必要ということなのです。

○柳澤委員長 それで3人必要、1年間通して10月から受付作業等で2人、後半は5人になっちゃうということでしょう。年間通して3人、10月から来年3月まで2人、正味4人で3千万円か。

○佐賀文化生涯学習課長 人数につきましては、実施している状況を確認いたしまして、実際にその人数が必要かにつきましては、今後、再度検討してまいりたいと思っております。

○柳澤委員長 予算、成立してからでも補正が効くからね。なるべく出費を抑えてもらって、産業文化事業団の人材が余っちゃうからしょうがないからこっちに置いてやる。そういう発想はないよね、間違ってもね。以上で分科会としての審査は終わりなんです、さらに、これだけは聞いておきたい、確認しておきたいということがあればちょっとだけ、時間、どうぞ。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 意見もないようですので、休憩する前に、予算の議案について採決を採ります。それでは、分科会としての賛否を確認いたします。この予算の原案について反対の方は挙手をお願いします。

(井上委員挙手)

○柳澤委員長 井上委員、反対の理由をお願いします。

○井上委員 議案第42号の予算編成の中の98%は賛成なんです、その中の保育所費は、民営化で予算が減らされている部分と、民営化推進のための予算編成になっていることと、その他生活保護費、国は5%減らすための施策を行っていますが、実際減らされる方は困りますので、減らすための予算編成になっていますので、この2点で反対ということでよろしく願いいたします。

○柳澤委員長 他に反対の方はございますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。当分科会に付託されました平成31年度予算分については、執行部原案について、賛成の委員の挙手を願います。

(挙手：下村副委員長，松本，折本，福田，荒井，鈴木，塚原委員)

○柳澤委員長 賛成多数と認めます。

○折本委員 98%が賛成なら賛成にしたらいいかっぺ。

○柳澤委員長 立場上、ありますからね。予算は通過ということで、よろしくお願いたします。続きまして、次の文教厚生委員会の審査に入る前に暫時休憩をするんですが、明日の予算特別委員会全体会は午後1時30分からとなりますので、よろしくお願いたします。暫時休憩としましょう。

(休憩：午後4時14分)

(再開：午後4時25分)

○柳澤委員長 休憩前に続き会議を再開いたします。委員の皆さんにお諮りいたします。議案第45号から第47号，第61号から第63号の特別会計の審査については、後ろに回して審査したいと思いますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言あり)

○柳澤委員長 それではよろしくお願いたします。それでは、議案第58号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第6回)～第1表歳入歳出予算補正歳出中第3款(民生費)ただし第1項(社会福祉費)中第7目(消費者行政費)を除く，第4款(衛生費)中第1項(保健衛生費)，第9款(教育費)，第11款(災害復旧費)中第5項(文教関係災害復旧費)，第2表継続費補正中第9款(教育費)，第3表繰越明許費補正中第3款(民生費)，第9款(教育費)，第4表債務負担行為補正を議題といたします。執行部より順次説明願います。

○長谷川社会福祉課課長 社会福祉課です。議案第58号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第6回)につきまして、ご説明いたします。第1回定例会追加議案の26ページをお願いたします。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。13節委託料につきましては、社会福祉センターと新治総合福祉センターの指定管理者指定管理料ですが、両センターとも土浦市社会福祉協議会に指定管理を委託しており、社会福祉協議会職員の人件費の決算見込による減額補正です。25節積立金は、寄付金及び銀行利子を社会福祉事業基金に積み立てるもので、2事業所等及び1人の方からの寄付、また、社会福祉事業基金の運用利子分について、増額補正をお願するものです。28節繰出金につきましては、説明欄記載の通り、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3つの特別会計への繰出金となります。それぞれの特別会計決算見込みに基づく増額及び減額補正をお願するものです。なお、特別会計の補正予算の詳細につきましては、それぞれの特別会計の項目で説明いたします。説明は以上です。よろしくお願いたします。

○加藤障害福祉課課長 障害者福祉課でございます。3目障害者福祉費13節委託料につきましては、障害者・障害児の介護者もしくは保護者の都合により、介護困難な状

況の際に、一時的に施設で預かる日中一時支援事業につきまして、利用者や利用回数  
の増加等により決算見込みによる増額補正でございます。23節償還金及び利子  
割引料につきましては、平成29年度地域支援事業国庫補助金の内、障害者虐待防  
止センター設置事業の中で、緊急保護用の居室代の支出がなかったことから、国庫  
補助金について、精算に伴う償還金の増額補正でございます。説明は以上でござい  
ます。

○佐野高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。同じく追加議案書の26ページをお願  
いいたします。5目老人福祉費23節償還金利子及び割引料でございます。こちら  
は、老人福祉施設の開設準備に要する経費を補助する事業で、平成29年度茨城県  
地域医療介護総合確保基金事業補助金を活用し、備品等の購入経費についての補助  
を受け事業を実施しましたが、この度、補助対象事業所による消費税及び地方消費  
税の申告に伴い、仕入額控除税額が確定し返還金が生じたことから、補助対象事業  
所へ返還を命じると共に茨城県に返還をするものです。対象施設は、旧土浦協同病  
院のがんセンター跡に整備いたしました介護老人保健施設セントラル土浦で、返還  
額は24万7,940円となり、償還金利子及び割引料24万8,000円の増額  
をお願いするものでございます。説明につきましては以上でございます。

○長谷川社会福祉課課長 同じく26ページになります。9目生活困窮者自立支援事業  
費でございます。13節委託料の生活困窮者自立支援事業につきましては、土浦市  
社会福祉協議会へ委託して実施しておりますが、社会福祉協議会の職員の異動と嘱  
託職員の1名が10月からの採用となったことから、減額補正をお願いするもので  
ございます。23節償還金及び利子割引料につきましては、29年度生活困窮者自  
立支援事業費、国庫負担金の精算に伴う返還金の増額補正をするものでございま  
す。続きまして10目プレミアム付商品券事業費でございます。事業につきましては当  
初予算でもご説明いたしましたが、この事業は補助率10分の10の国庫補助事業  
で、2月に国から概要が示され、国の会計年度の関係で、平成30年度と31年度  
に分けられ、平成30年度分の事務費補助金を活用するには、市で平成30年度に  
補正する必要がありますので、事務費につきまして増額補正をお願いするもので  
す。11節需用費は、事務に掛かる消耗品や郵送料、13節委託料は、申請受付や審査  
等システムの電算委託料、14節使用料及び賃借料は、システムで使用するパソコ  
ンと複写機の使用料となっております。今回、国庫補助金の関係で、平成30年度  
補正をいたしました。年度末までの期間が短いため全額繰越明許費とさせていただきます。  
続きまして、議案書の27ページ、11目臨時福祉給付金事業費でござ  
います。23節償還金利子及び割引料は、平成29年度国庫補助金の精算による返  
還金で、事業費及び事務費に掛かる補助金の返還分を増額補正するものです。説明  
は以上でございます。

○柳澤委員長 ここまでで何かありますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 第2項児童福祉費に入ります。児童福祉総務費からどうぞ。

○藤井こども福祉課長 こども福祉課でございます。議案書27ページをお願いいたします。2項児童福祉費につきまして、順次、ご説明させていただきます。1目児童福祉総務費の23節償還金利子及び割引料の国庫支出金返還金は、平成29年度の子ども・子育て支援交付金の返還金です。変更交付金額決定後の増額申請は認められないことから、不足しない額を見込んで申請したところ、実績額との差が生じ、返還するために増額をお願いするものです。4目母子父子福祉費の20節扶助費につきましては、児童扶養手当と遺児手当、高等技能促進費の受給者が、それぞれ見込みより少なかったことから減額をお願いするものです。5目保育所費の1節報酬は、公立保育所の非常勤保育士報酬の予算と実績に差が生じることから減額をお願いするものです。6目私立保育園費の19節負担金補助及び交付金は、民間保育所・認定こども園等で実施している病後児保育・延長保育・一時預かりについて、予算と実績に差が生じることから減額をお願いするものです。こども福祉課分の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○直井療育支援センター所長 9目つくし学園費でございます。1節報酬ですが、非常勤職員の報酬で、実績見込み減のための減額補正でございます。10目つくし療育ホーム費でございます。1節報酬ですが、非常勤職員の報酬で、実績見込み減のための減額補正でございます。11目幼児ことばの教室費でございます。1節報酬は、非常勤職員の報酬、8節報償費は指導員の報償費ですが、実績見込み減のための減額補正でございます。

○長谷川社会福祉課課長 3項生活保護費1目生活保護総務費でございます。1節報酬は、生活保護業務関係職員の人件費ですが、レセプト点検指導員報酬に不用額が生じたので減額補正をするものでございます。23節償還金利子及び割引料の生活保護費国庫補助金返還金及び生活保護費国庫負担金返還金は、いずれも平成29年度の精算に伴う返還金の増額補正をお願いするものです。

○塚本健康増進課長 健康増進課でございます。追加議案書の28ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費6目母子保健事業費でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。少子化対策の一環として、高額となる不妊治療費用の一部を助成し、子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図る目的で実施しております不妊治療費助成事業の助成を受ける方が、当初の見込みより少なかったことから、減額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○柳澤委員長 ここまでで質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 続いて教育総務費をお願いします。

○平井教育総務課長 追加議案書は36ページでございます。9款教育費1項教育総務費2目事務局費1節報酬につきましては、教育相談室職員、室長1名、相談員5名分について予算化されておりましたが、相談員の人材が確保できなかったため減額するものでございます。1項教育総務費2目事務局費13節委託料につきましては、

教育委員会バスの運転管理委託契約の入札差金が生じたことから減額補正をお願いするものでございます。1項教育総務費は以上でございます。2項小学校費1目学校管理費11節需用費につきましては、予算化しておりました消耗品が不要になったことにより、減額補正をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、火災報知機等保守点検委託契約及び建築物定期点検委託契約の入札差金が生じたことから減額補正をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、工事契約による入札差金が生じたことから減額補正をお願いし、合わせて財源内訳の更正を行うものでございます。3目学校建設費13節委託料につきましては、下高津小学校・荒川沖小学校施設の非構造部耐震化工事実施設計業務委託契約による入札差金が生じたことから減額補正をお願いするものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、当初予算としまして、15節の工事請負費にて、小学校7校の屋内運動場、水銀灯照明のLED化に向けた工事を予定しておりましたが、整備手法の検討に当り、改めて、小学校14校の屋内運動場のLED照明化につきまして、無償譲渡権付メンテナンス付5年間リースによる手法についても比較・検討を行なった結果、工事による整備手法より、整備費用の削減効果が見込まれたことから、14節使用料及び賃借料に流用を行ないましたが、照明機器の設置に時間を要し、リース期間の変更が生じたことから、1か月分の減額補正をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、工事にて予定しておりました小学校7校の屋内運動場照明機器のLED化につきまして、整備手法の見直しにより、14節使用料及び賃借料に流用を行ない、残額について減額補正をお願いし、合わせて財源内訳としまして、工事起債分の減額補正をお願いするものでございます。2項小学校費は以上でございます。追加議案書37ページをお願いいたします。3項中学校費1目学校管理費13節委託料につきましては、建築物の定期点検委託契約の入札差金が生じたため、減額補正をするものでございます。2目教育振興費、使用料賃借料につきましては、宿泊体験学習に掛かるバス借り上げ分として予算化しておりましたが、今年度の執行額が予算額を下回ったことから減額補正をするものでございます。中学校費は以上でございます。4項幼稚園費1目幼稚園費1節報酬につきましては、土浦幼稚園の園長が10月末に退職したことに伴う報酬5か月分の減額、また、非常勤講師1名分が不要になったことから減額補正をお願いするものでございます。23節償還金利子及び割引料及び25節積立金につきましては、旧土浦幼稚園及び旧大岩田幼稚園に、融資状況に伴い、第4回補正によりまして予算化されました国庫支出金、返還金及び基金積立金でございます。当時補助を受けました施設各々の建物の譲渡価格を算定基礎といたし積算しておりましたが、文部科学省への財産処分の本申請時の審査過程におきまして、文部科学省より積算の基礎となる譲渡価格については、施設整備を行った建物の事業別の補助金により割り返した金額を持って譲渡価格とすると指示を受けましたことから、改めて算出を行い減額となったことから、23節償還金利子及び割引料につきましては907万2,000円、25節積立金につきましては64万3,000円の減

額補正をお願いするものでございます。2目私立幼稚園振興費19節負担金補助及び交付金でございますが、私立幼稚園保護者助成金及び私立幼稚園就園奨励金補助金につきまして、いずれも支給対象園児数が当初予算の見込みに対し減少したことにより減額するものでございます。幼稚園費は以上でございます。

○柳澤委員長 ここまでで質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 続いて第5項社会教育費をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 文化生涯学習課でございます。38ページをお願いします。

5項社会教育費でございます。4目芸術文化振興費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、市民ギャラリー利用者の駐車場使用料助成について、来館者は多かったものの駐車場の利用者は想定よりも少なかったことから減額補正をするものです。25節積立金につきましては、文化振興基金の預金利子が確定しましたことから増額補正をするものでございます。5目市民会館管理費でございます。13節委託料につきましては、市民会館の指定管理者への委託料でございますが、1月14日から耐震補強工事のため休館となり工事に伴う光熱水費は工事の中で見ることとなることから減額補正をするものです。同じく市民会館耐震補強工事及び大規模改造工事管理委託料及び15節工事請負費につきまして、入札差金が生じたため減額補正をするものです。9目図書館費でございます。13節委託料につきましては、空調や清掃等管理に掛かる委託の入札差金が生じたため減額補正をするものです。14節使用料及び賃借料につきましては、複写機の賃借料の見直しに伴い減額補正をするものです。また、図書館利用者の駐車場使用料助成について、来館者は多かったものの駐車場の利用者は想定よりも少なかったことから減額補正をするものです。19節負担金補助及び交付金につきましては、アルカス土浦の施設管理負担金の積算見直しに伴い減額補正をするものです。11目青少年育成費でございます。1節報酬及び7節賃金につきましては、青少年指導室の嘱託職員が年度途中で退職されましたこと、放課後児童クラブ支援員及び補助員を児童クラブの運営の実態に応じ柔軟に配置したことによる減額補正をするものです。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成29年度の子ども・子育て支援交付金の国庫負担金について精算を行うため、返還する分の増額補正をするものです。5項社会教育費については以上でございます。

○元川学務課長 学務課でございます。39ページをお願いいたします。学校給食センター再整備事業に掛かる補正でございます。9款教育費6項保健体育費6目学校給食費13節委託料の学校給食センター再整備工事監理委託料と、その下、15節工事請負費の学校給食センター再整備工事費の歳出予算について、入札による契約額確定に伴い、委託料で22万9,000円、工事請負費で1,654万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。6項保健体育費の説明は以上でございます。

○平井教育総務課長 追加議案書40ページをお願いします。11款教育費5項文教開

係災害復旧費 1 目学校施設復旧費につきましては、昨年 10 月 1 日に発生した台風 24 号の被害関連でございます。暴風の影響を受けまして、第二中学校の柔剣道場屋根の一部が破損したことから、第 3 回補正予算にて、歳入として見込んでおりました公立学校施設災害復旧費国庫負担金につきましては、同負担金の算定時における文部科学省のヒアリングの結果、当初の被災全体面積の内、実被害面積のみが、補助対象面積として承認されたことから、歳入として見込んでいました公立学校施設災害復旧費国庫負担金の減額補正をお願いし、合わせて財源更正をお願いするものでございます。

○佐賀文化生涯学習課長 台風 24 号関連災害復旧でございます。11 節需用費につきましては、アルカス土浦の屋上、ペントハウス階に図書館・市民ギャラリーの空調の機器等を囲むフェンスの出入り口となる鉄製の扉が、台風 24 号の影響で破損したことから修繕のため補正予算を組んだものです。修繕に当たって、建設工事を行った事業者と相談しましたところ、一部構造上の問題も見受けられたことから施工事業者の責任により修繕を行うこととなったため減額補正をするものです。7 ページをお願いいたします。第 2 表継続費補正でございます。9 款教育費 5 項社会教育費市民会館耐震補強及び大規模改造事業でございます。入札に伴い総額が確定しましたことから継続費につきまして減額補正をするものでございます。

○柳澤委員長 ここまでで質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 継続費補正に移ります。第 9 款教育費 5 項社会教育費をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 7 ページをお願いいたします。第 2 表継続費補正でございます。9 款教育費 5 項社会教育費、市民会館耐震補強及び大規模改造事業でございます。入札に伴い総額が確定しましたことから、継続費につきまして減額補正をするものでございます。

○元川学務課長 学務課でございます。同じく 9 款教育費 6 項保健体育費学校給食センター再整備事業の補正でございます。ただ今の市民会館のように契約が確定いたしましたので、こちら平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の継続費となっておりますことから、こちらの補正等をさせていただくものでございます。

○長谷川社会福祉課長 議案書の 8 ページにお戻りいただいて、第 3 表繰越明許費の補正ですが、3 款民生費 1 目社会福祉費の総合福祉会館施設整備事業は、総合福祉会館ボイラーの交換工事になります。ウララ 2 の総合福祉会館にあります障害者自立支援センターと老人福祉センターのシャワーに給湯しておりますボイラーの真空式ヒーターが、2 台のうち 1 台が故障し、残りの 1 台で対応しておりますが、十分給湯することができず、負荷が掛かって残りの 1 台も故障してしまうおそれがあるので、予備費を充用して、真空式ヒーター 1 台を緊急に修繕いたします。工事期間としましては、真空ヒーターの製作に 2 か月を要しまして、大型クレーンの運行許可を得るのに 3 か月掛かる見込みで、そのため本年 2 月下旬から 6 月下旬までが工事期間となり、年度内の完成が見込めないために、工事請負費 599 万 4,000 円

を繰越明許費とさせていただきます。次のプレミアム付商品券事業は、先ほどご説明いたしました但、国庫補助金の関係で、平成30年度補正としましたが、年度末までの期間が短く完了しないので、事務費1,032万2,000円全額繰越明許費とさせていただきます。説明は以上でございます。

○佐賀文化生涯学習課長 9款教育費5項社会教育費、博物館外壁・施設整備事業でございます。博物館の外壁は、建築物定期点検で屋上部分の外壁モルタルが浮いていることが判明し、道路に落下する危険があることから緊急に改修工事が必要となり、平成30年度一般会計補正予算(第5回)専決処分の後、1月に入札を行いました。1月26日から工事の準備を進めてまいりましたが、工期につきましては、150日程度の期間を要することから繰越をお願いしまして、6月の工事完了を目指すものでございます。

○元川学務課長 学務課でございます。9ページをお願いいたします。第4表債務負担行為補正でございます。学校給食センター再整備事業に掛かる厨房機器購入の債務負担行為につきましては、期間が平成30年度から平成32年度までの3年間といたしまして、平成30年度当初に設定させていただきます但、昨年9月に消費税8%で契約を提携したところでございますが、本年10月の消費税増税に伴いまして購入する厨房機器の中に、新税率の10%が適用されるものがございまして、限度額につきまして金額で申しますと188万5,000円の増額補正をするものでございます。新税率の対象となる主な厨房機器では、食缶配送用のコンテナ、あるいは移動台、棚等でございます。その数は購入する全機器814台のうちの501台となっております。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○柳澤委員長 それでは、ここまでで質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第58号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳澤委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第58号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第6回)は、原案どおり決しました。次ぎに、付託された請願・陳情の審査に移ります。先ずは、新規分から、受理番号3後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願を議題といたします。事務局より請願書の朗読をお願いします。

○宮崎議会事務局係長 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願でございます。提出者は、茨城県社会保障推進協議会代表委員瀧澤利行様、茨城県高齢期運動連絡会会長近沢重男様でございます。朗読させていただきます。日頃から地域住民のいのちと暮らしを守るためのご奮闘に心から敬意を表します。経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会でも世代間の負担の公平性を図るとして、後期高齢者医療の窓口負担を1割から2割にする負担増が審議されています。すでに70歳から74歳の医療費自己負担は2014年度の改定で新たに70歳に到達する

人においては2割とするとして引き上げられております。また現役並み所得の人は70歳以上でも3割負担となっています。高齢者は、戦後の経済発展の支え手となり、今日の日本をつくりあげてきました。しかし後期高齢者医療制度という年齢で差別する制度が施行され、今年10月からは低所得者への軽減措置も廃止されようとしています。一方、公的年金は減らされ収入が生活保護基準以下を下回る世帯は3割に迫っています。保険料は上がり続け生活は限界を超えています。高齢になっても働き続けなければなりません。以上の趣旨から以下の項目について、地方自治法第99条の規定に基づき政府関係機関に意見書を提出下さるようお願いいたします。請願事項、75歳以上の医療費の窓口負担の2割への引き上げをしないで下さい。以上でございます。

○柳澤委員長 それでは、ご意見等ございましたらお願いします。

○福田委員 2割引き上げは非常に辛いことだと思う。制度を維持するという持続可能な後期高齢者医療制度を維持するというのが、まず第一であろうと思いますし、また、世代間の公平性といえますか、骨太の方針で、団塊の世代が後期高齢者入りするまでに世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方を検討するというので、ここにもありますように、国の各審議会で、審議が行われているとありますけれども、また、資料でいただいたんですけれども、茨城県後期高齢者医療広域連合、これには海老原議長が議会の代表として参加しておりますけれども、そこでは厚生大臣に対して、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保の観点から、現状維持するということを要望したと。2割引き上げじゃなくて現状維持とすることを要望したということでございます。そのようなことから、この請願に対しては、不採択ということにしたいと思います。

○柳澤委員長 ただ今福田委員から不採択という意見をいただきました。他にご意見ございますか。

○井上委員 理由としては、75歳以上の引き上げをしないという請願内容なんですけれども、私も例外なく親が75歳以上になっておりまして、働いていないという環境がある中、払うのは次の子の世代ということで、なるべくなら現役世代の私たちが負担して、高齢者の人には優しい負担にしてあげた方がいいんじゃないかという請願の趣旨には賛同しますんで、私は賛成にしたいと思います。

○柳澤委員長 その他、ご意見のある方どうぞ。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 なければ採決に移りますが、継続審査という声はないですね。

(「はい」の声あり)

○柳澤委員長 採決いたします。受理番号3後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願を採択とする方は挙手を願います。

○塚原委員 採択です。

○柳澤委員長 採択、賛成の方の挙手を願います。

(挙手：折本委員、井上委員)

○柳澤委員長 2人ですね。それでは不採択の方。

(挙手：下村副委員長，松本，福田，荒井，鈴木，塚原委員)

○柳澤委員長 反対多数で不採択ですね。受理番号3は不採択とします。次に継続分です。受理番号4臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。こちらは，継続審査となっておりますので，朗読は省略します。委員の皆さんのご意見等をお伺いいたします。

(発言者なし)

○柳澤委員長 意見，特にないですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 ないようですので，受理番号4臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の採決をいたします。継続審査の申し入れはないですね。

(「はい」の声あり)

○柳澤委員長 それでは，受理番号4臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の採択，賛成する方の挙手をお願いします。

(挙手：松本委員，折本委員)

○柳澤委員長 はい，2名ですね。不採択，反対の方は挙手を願います。

(挙手：下村副委員長，福田，荒井，鈴木，塚原，井上委員)

○柳澤委員長 それでは採択が2名。不採択が6名。よって，受理番号4臓器移植の環境整備を求める意見書は不採択といたします。もう1つ，継続分です。受理番号5議会として，医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を国に提出することを求める陳情書を議題といたします。こちら，継続審査となっておりますので，朗読は省略します。委員の皆さんのご意見等をお伺いいたします。

(発言者なし)

○柳澤委員長 ないようですね。受理番号5について継続の申し入れはないですか。

(「はい」の声あり)

○柳澤委員長 では，受理番号5議会として，医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を国に提出することを求める陳情書を採決いたします。採択する方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○柳澤委員長 全会一致ですね。よって，受理番号5議会として，医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を国に提出することを求める陳情書は全会一致で採択といたします。これは意見書が出るのか。それでは，国に提出する意見書案の朗読を事務局からお願いいたします。

○宮崎議会事務局係長 受理番号5議会として，医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を国に提出することを求める陳情書が採択されましたので，先ほどの資料の8ページ陳情者から出された案でございます。日本の医師数は人口1千人当たりOECD平均3.3人に対し2.4人と極めて少なく，週60時間以上働く割合は，職種別で医師が最も高くなっています。特に救急や産科では週労働時間平

均80から90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務が強いられています。先般、家事・育児のための女性医師はアクティビティが劣る等を理由にした東京医科大学の入試女性差別が発覚しましたが、長時間労働が常態化し、女性医師が働き続けられない実態こそ医療界の解決すべき緊急の課題です。日本の女性医師数は、全体の2割にしかすぎず、4割を超えているOECD諸国と比較しても異常な低水準となっています。女性医師も含む全ての医師の長時間労働の改善、そのための絶対的医師不足の解消こそ求められています。ところが政府の骨太方針2018では、2022年以降の医学部定員減を検討する方向が打ち出されました。その根拠とされる厚生労働省の医師需給の将来推計は、医師の長時間労働の改善が不十分なまま、医療需要は入院を減らす地域医療構想に連動した内容で導き出されています。この推計をもとに医師の養成定員を減らしてしまえば、医師の長時間労働改善の議論に逆行するばかりか、救急・産科・小児科等、地域医療崩壊の危機を打開するため拡大された医師養成水準を引き下げることによって、再び、同様の危機を招くことさえ危惧されます。中医協の推計でも、高齢者人口の増加に伴う脳卒中や心筋梗塞等の医療需要は2025年に向けて1.5倍に急伸し、以降2055年頃まで高止まりが続く予測となっています。こうした医療需要の伸びに対応し、住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう、引き続き、医療数を増やすことを強く求めるものです。下記の事項について国に要請します。記、2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準に増やすこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。提出先でございます。内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、以上でございます。

○柳澤委員長 いかがでしょうか。委員の皆様、ご意見を頂戴いたします。

(発言者なし)

○柳澤委員長 ただ今の朗読の通りでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○柳澤委員長 それでは、原文の通り採択ということにいたします。次に各課からの報告をお願いいたします。まず、保健福祉部の公立保育所民間活力導入について説明をお願いいたします。

○藤井こども福祉課長 こども福祉課でございます。保健福祉部の資料9ページ、公立保育所民間活力導入についてをご覧ください。平成31年度に実施する施設を決定しましたので、ご報告申し上げます。1の経緯と2の実施計画の期間及び対象施設につきましては変更ございません。3の事業実施施設でございますが、表の下段、平成31年度に実施する施設を新生保育所と決定しました。2021年4月でございます。今後は、ホームページ等で周知を図るとともに、5月に保護者説明会を開催する等、円滑な移管に向けて事業を進めてまいります。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 ご質問等ありますか。

(発言者なし)

- 柳澤委員長** それでは次に、教育委員会から平成30年度第1回及び第2回土浦市総合教育会議の開催結果について、説明をお願いします。
- 平井教育総務課長** 教育委員会、文教厚生委員会資料1ページをお願いいたします。昨年11月6日に第1回、本年2月25日に第2回目の土浦市総合教育会議を開催いたしましたので報告をさせていただきます。内容といたしましては、就学前教育、学校運営協議会制度について、上大津地区小学校適正配置について、合わせて上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画についての4点が総合教育会議の議題でございます。なお、上大津地区小学校の適正配置につきまして、また、上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画については、全員協議会におきまして計画書を配布しておりますことから、残りの2点につきまして順次担当の方からご説明をさせていただきます。初めに指導課から就学前教育についてご説明させていただきます。
- 鶴田指導課長** 就学前教育についてご説明いたします。就学前教育に係る国や県の動向及び本市の就学前教育推進体制についての現状についてご報告いたします。1つ目の就学前教育に係る国の動きについてですが、就学前教育の拠り所となる幼稚園教育要領、保育所保育指針などが改訂され、平成30年4月1日より施行されました。主な改訂の趣旨として、枠内にある通り、幼稚園、保育所、認定こども園、全てを幼児教育施設として位置づけ、教育の質を確保することや5歳児までに育て欲しい具体的な姿を明確化し、小学校以降につなげることなどが強調されました。県としましては、二つ目の茨城県における就学前教育についてにございます通り、就学前教育・家庭教育推進ビジョンやアクションプランを策定し、2の(2)にございますが、就学前教育と家庭教育を推進するために、各幼児教育施設と小学校、家庭や地域、関係機関等が連携し、社会全体で就学前教育と家庭教育に取り組むことを目指し、保幼小連携協議会の設置を各市町村に対し促進しております。3、土浦市における就学前教育推進体制について、現状や課題として、現在、全ての幼児教育施設を一元管理する部署がないこと。また、今後市立幼稚園及び市立保育所の廃止を予定していること。各幼児教育施設の教育の質のばらつきが大きいこと等が挙げられます。対応策の一例として、幼児教育施設全体を一元管理できる部署及び学校教育との接続について維持・管理できる部署を明確にし、必要な専門スタッフを配置し、全市的に就学前教育を推進する体制を整備することを、この時点では、案として示しました。指導課は以上でございます。
- 佐賀文化生涯学習課長** 資料3ページをお願いします。学校運営協議会制度、コミュニティー・スクールについて、説明をさせていただきます。1番にございますように学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティー・スクールと呼ぶということでございまして、基本的には、各学校ごとに設置をするものでございます。2番にございますように平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校と地域で協働した学校づくりを目指すため創設されたものでござい

ます。しかし、導入がなかなか進まないことから、3番にございますように、平成27年、中央教育審議会におきまして、導入を目指すべきとの答申がなされ、平成29年3月の法改正によりまして、置くように努めなければならないといった努力義務が課せられた状況でございます。4番にございますように、学校運営協議会には権限が与えられていることが、現在ございます学校評議員との違いがございます。先進地の事例を見ますと、メリット、デメリット等がございますが、土浦市教育委員会といたしましては、小学校新学習指導要領の全面実施となります2020年に向けて設置を目指したいというものでございます。説明は以上でございます。

○平井教育総務課長 資料4ページをお願いいたします。就学前教育についてでございます。先ほど指導課から説明がありましたように、第1回からの会議の継続協議としてご協議をいただくものでございます。第2回の会議では、第1回の会議で示した内容につきましては、改めて1番目の現状と課題といたしまして、就学前教育に係る国の動きにおける4つの施策について伺いまして、大きな2番(1)におきまして本市における就学前教育の対応としまして、土浦市第8次総合計画におけます位置付けについてご確認をいただいたところでございます。5ページをお願いいたします。(2)につきましては、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る上で、新たに就学前教育担当者といたしまして、主任就学前教育推進員1名、就学前教育推進員1名、計2名を配置するものでございます。最後に3番目となりますが本市の目指す就学前教育の取り組み案といたしまして、就学前教育の更なる充実を図るため大きく3つの施策について示したものでございます。1点目が保幼小連携協議会の設置でございます。続きまして2点目が、幼児期までに育て欲しい子どもの姿の提案といたしまして、1つ目、聞く力・学ぶ力、2つ目、生活する力、3つ目、かかわる力の3つのテーマをお示ししまして、(3)におきまして育て欲しい子どもの姿である3つのテーマを踏まえまして、下のフロー図で記載した通り幼児期と児童期における育ちと学びの接続に向けました幼児期におけるアプローチカリキュラム、児童期のスタートカリキュラム、更にはこの2つを繋ぐ接続カリキュラムの必要性についてお示しをしましてご協議をいただいたところでございます。なお、就学前教育につきましては次年度におきましても継続して計上してまいります。説明については以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは、次に学校給食における地場産物の使用について説明をお願いします。

○元川学務課長 学務課でございます。引き続き6ページお願いします。2月25日の事前委員会におきまして、井上委員より本市の学校給食における地産地消の目標と取り組み状況についてのご質問をいただきましたので、ご報告させていただきたいと存じます。本日配布させていただきました資料、学校給食における地場産物の使用についてをお願いいたします。まず、本市学校給食センターにおける地産地消の

取り組みといたしましては、学校給食で地場産野菜等を積極的に使用するとともに、給食に使用している地場産野菜の生産者を紹介する掲示資料、顔の見える野菜の各学校への配布、給食時の訪問指導、栄養教諭による食育授業等を行っております。また、本市の学校給食における地産地消の目標といたしましては、第2次健康つちうら21の食育推進計画の中で、学校給食における地場産物を使用する割合を平成31年度までに33%とする数値目標を掲げており、地場産物の使用状況につきましては、平成28年度が34%、平成29年度が33%と、既に目標を達成している状況でございます。参考までに、平成29年度に使用した主な地場産野菜とその割合につきましては、れんこん・レタス・しめじなど7種の野菜が100%、ピーマンが94%、にらが86%、きゅうりが76%等ございました。なお、資料の下部に記載の通り、国の第3次食育推進基本計画及び県の第3次食育推進計画の学校給食における地場産物使用の目標値につきましても、本市では既に上回っている状況でございます。今後も、引き続き地産地消の推進に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。報告は以上でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○井上委員 資料の説明ありがとうございます。ただ、来年31年度、これからもこういった目標をもとに推進していくためには、31年度33%というのを土浦市産、茨城産じゃないですか。その他に67%の物の中に国内産は何%入っているのか、輸入品はどれぐらい入っているのかどうかというのが分かると斬新かと思えます。地場産を使うのは非常にいいことなんですけど、全体像も見ていかないと食べている人にしっかり詳細を伝えるというのもいいかなと、これは要望です。

○柳澤委員長 次に進みます。それでは、次に新治地区公民館駐車場用地の取得について説明をお願いします。

○佐賀文化生涯学習課長 資料7ページをお願いします。新治地区公民館駐車場用地の取得についてでございます。新治公民館は、平成25年に現在の場所へ移転いたしました。駐車場用地につきましては、昭和60年度、当時の旧新治村役場駐車場用地として借地をしたものでございます。この度、地権者から土地の買取について申し出があったことから土浦市土地開発基金を活用し3,523㎡について1,761万5,000円で取得をするものでございます。位置につきましては8ページをご覧ください。太線で囲っている部分が公民館用地でございます。網掛け部分が今回取得する借地部分でございます。網掛け以外は市が所有する土地でございます。

○柳澤委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは、次に第29回かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンエントリー者数速報について、説明をお願いします。

○根本スポーツ振興課長 教育委員会資料9ページをお願いします。4月14日に開催いたします第29回かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンエントリー者の3月7日現在の数速報でございます。第29回の欄をご覧くださいますとかすみがうら

マラソン、フルマラソン、10マイル、5キロ合わせまして19,752人、国際盲人マラソンについては、フルマラソン、10マイル、5キロ合わせまして149人、ウォーキングが286人、合計20,187人のエントリーを受けております。前大会に比べて3,864人減となっております。これにつきましては、例年かすみがうらマラソン大会は4月の第3日曜日に実施しておりますが、今年は統一地方選挙の関係で4月の第2週第2日曜日と1週早めたこと。また、ここ数年の悪天候、近日の大会が増えていることが理由として考えられるところでございます。それでも国内外より2万人を超えるエントリーをいただいておりますので、安心・安全な大会運営を心がけてあと1か月間準備に当たりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○柳澤委員長 ただ今の件でご質問等ありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 次に、その他で、アートとブックが会う場所について、説明をお願いします。

○大貫図書館副館長 教育委員会文教厚生委員会資料の黄色いチラシをご覧ください。図書館、市民ギャラリーの企画といたしまして、アートとブックが会う場所を開催いたします。こちらの企画につきましては、平成27年11月に開館いたしましたアルカス土浦内に建設いたしました図書館と市民ギャラリーによる両施設の特徴を活かしました連携した新しいプロジェクトで企画をしたものです。企画の内容といたしましては、1階の市民ギャラリーの方では絵本を中心に、絵本をアートの視点から紹介する展覧会を開催いたします。ロングセラー絵本「ちょっとだけ」という絵本なのですが、水戸市在住の鈴木永子さんという方がいらっしゃいます。また、土浦市出身でこの12月に1冊目の絵本を出版しました小林由季さんという方の貴重な原画を展示する他、手に取って子どもさんたちが鑑賞できる仕掛け絵本等も展示しまして、通常のギャラリーよりは子どもさんたちも楽しめる展覧会となる予定でございます。また、同時期に図書館では企画展のオープニングイベントといたしまして、3月21日に先ほどの絵本作家小林由季さんと子どもたちで、大きなキャンバスに絵本の世界を表現しますワークショップを開催すると共に、こちらも原画をお借りします鈴木永子さんによるトークショー等を開催する予定でございます。図書館内では、お薦めの絵本を特集した展示コーナーを設置する等、本に親しんでいただきたいと考えております。企画展の会期ですが、3月21日木曜日の祝日から5月6日までとなっております。皆さんも、是非、ご覧いただければと思います。ご報告は以上です。

○柳澤委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 土浦第四中学校のプールの件、説明をお願いします。

○平井教育総務課長 土浦第四中のプールの漏水及び防水シートの破損についてご説明いたします。1番の経緯・現状でございますが、当該プールにおきましては、昨年

5月プール使用開始前に防水シートの老朽化に伴う漏水の発生によりまして、プールの側面部分の防水シートの部分補修を行いました。改善されなかったことから昨年9月に応急対策により排水管をふさぐ作業を実施いたしました。その後、学校にて毎月実施している学校施設の安全点検において、本年2月の安全点検の際に、プールの水が抜けた状態で防水シートの破損が確認され、学校側から2月11日付けで報告を受けましたことから、現状確認を行ったところ、経年劣化等により硬化してシート部分の亀裂が生じて破損した状態が確認されました。漏水した箇所につきましては、左側の図面の中央部の排水溝から左下の排水止水弁に伸びております排水管、図面の左側の丸で囲んだ箇所長さ約1.5メートルの鉄管でございます。管内の腐食等により漏水が発生したと思われまます。また、防水シートにつきましては、昭和63年度の改修工事の際にプール水槽内の防水シート張りを行っておりますが、工事から約30年が経過し紫外線の影響等や経年劣化によりシートが硬化し一部亀裂が入り、右下の写真のように風の影響等で一部捲かれた状況となっております。2番の工事の今後の対応でございます。排水溝及び排水管から大量の水が漏水しており、プール基礎部分の砕石敷き部分の流失により空洞化等も懸念されることから、新年度予算におきまして流用を行いまして地中の調査を行うと伴に、設計を行う予定でございます。なお、調査結果におきまして、工事費が確定した際には改めて議会に報告させていただきまして、補正予算等の手続きを行いたいと考えております。3番目の工事に向けた今後のスケジュールでございますが、調査設計におきましては、記載の通り約3か月を要する予定でございます。なお、工事期間につきましても、漏水箇所の修繕、防水シートの張替え等、約4か月を要する予定でございます。最後に4番目の学校での水泳授業の対応でございますが、調査設計から工事の実施期間は当該プールの使用ができないことから、平成31年度の夏場のプールの実技授業につきましては、学校との協議検討を行いまして水郷プールオープン期間前に四中生徒の水泳授業を行うために、臨時開放日を設定いたしまして水泳授業の実施に向けた検討をしまいとるころでございます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 質問があればどうぞ。

(発言者なし)

○柳澤委員長 その他、執行部からありますか。

(「ありません」の声あり)

○福田委員 その他なんです、空都土浦について博物館でよろしいですか。昭和18年の映画で決戦の大空へという映画があるんですがご存知でしょうか。

○木塚博物館副館長 存じ上げております。

○福田委員 土浦がロケの舞台になって、原節子が主演で、主人公が予科練に入って土浦がロケ地ですので、当時の土浦中学、今の土浦一高の映像や亀城公園の映像とか当時の土浦のまちの映像がよく使われていたんですよ。そんなこともあって使えるのでしたらと思って話したのですが、使われているのでしょうか。何かに入ってい

ると伺ったのですが。

○木塚博物館副館長 映画の上映の予定はございませんが、予科練の体験者の亡くなった方ですけれども、そのような映像の上映はいたします。その主演女優は文芸作品的な部分もあったので、今回の議論の対象にしなかったのですが、生の予科練の方に語っていただく機会を設け、映像を流す予定でおります。

○福田委員 ありがとうございます。

○柳澤委員長 その他、ございますか。

(「なし」との声あり)

○柳澤委員長 それでは、ここで休憩といたします。再開後の出席者は、議案の説明者だけで結構です。暫時休憩といたします。

(休憩：午後5時35分)

(再開：午後5時45分)

(川村保健福祉部長・佐野高齢福祉課長・羽生国保年金課長出席)

○柳澤委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、議案第45号平成31年度土浦市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○羽生国保年金課長 国民健康保険特別会計予算について、ご説明いたします。予算書267ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、それぞれ153億9,499万4,000円と定めるもので、対前年度との比較では2.77%の減でございます。国保の加入状況は、平成31年1月末現在で、加入世帯は21,647世帯、被保険者数は34,475人、前年度同月比較では、世帯で516世帯の減、被保険者では1,586人の減となっております。被保険者数の減少により保険給付費の総額は減少傾向にありますが、医療の高度化や高額薬剤の保険承認等により一人当たりの療養給付費や高額療養費は依然増加傾向にあります。271ページをお願いします。第2表債務負担行為でございます。健診委託料ですが、検診後に実施する特定保健指導が、一定期間を要し、年度を越える場合があるため、期間と限度額の設定でございます。次のジェネリック医薬品利用差額通知事業委託料ですが、レセプトデータの効果測定が年度を越える場合があるため、期間と限度額の設定でございます。275ページからが歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入からご説明します。277ページをお願いします。1款国民健康保険税は、歳入予算額の21.4%を占める主要財源です。被保険者数の減少等により、前年度との比較では約1億2,500万円の減でございます。1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税に区分され、更にそれぞれ医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分の3区分の現年課税分と滞納繰越に分けられております。退職被保険者等国民健康保険税は、退職者医療制度から成り立っているものでございます。280ページをお願いいたします。4款国庫支出金1項1目災害臨時特例補助金でございます。こちらは原発事故に伴う国保税及び医療機関等に支払う一部負担金の減免分を補てんするもので、損失補填の補助金を受けるもの

です。281ページをお願いいたします。5款県支出金1項1目保険給付費等交付金でございます。1節普通交付金は、制度改革により被保険者の医療費である保険給付費の支払いに必要な費用は、全額県から交付されることになったことによる計上です。2節特別交付金の内、保険者努力支援分は、ジェネリック医薬品利用の向上等の各保険者の医療費適正化の取り組みや収納率の向上等の国保固有の構造問題に対する取り組み等の保険者の努力に対して、点数に応じた支援金の交付を受けるものです。特別調整交付金分は市町村の特別な事情等を考慮して国から交付されていた交付金が県を経由して交付を受けるものです。県繰入金は、県の国民健康保険運営方針の取組状況の評価や財政力等を勘案して算定した額が交付されるものです。283ページをお願いいたします。7款繰入金1項1目一般会計繰入金でございます。前年度との比較では3.4%の減でございます。1節保険基盤安定繰入金から5節財政安定化支援事業繰入金まで、国が定める一般会計からの法定ルール分の繰入れでございます。1節保険基盤安定繰入金は、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分を県と市負担分を繰り入れるものです。2節保険基盤安定繰入金は、低所得者が多い国保保険者に対する支援分として、国・県・市からの負担金をあわせて繰入れを行うものでございます。6節その他一般会計繰入金は、財源不足分を補てんするため法定外分として計上している繰入金でございます。前年度から5千万円減額しておりますが、被保険者の国保税の過重な負担を抑えるため4億5,000万円を繰り入れるものでございます。次の基金繰入金、財政調整基金繰入金は、30年度は1億円強の繰入を予算化いたしましたが、31年度は療養給付費等の減等により納付金が減額されたため、基金からの繰入金は計上しておりません。285ページをお願いいたします。9款諸収入1項1目延滞金は、国民健康保険税の延滞金の計上でございます。以上が歳入予算でございます。次に歳出予算についてご説明いたしますので287ページをお願いいたします。1款総務費1項1目一般管理費でございます。国保事務執行に係る国保給付係8名の人件費と事務経費で、前年度との比較では6.5%の減となっております。2目国保連合会負担金でございます。県国保連合会に加入する市町村負担金で、前年度との比較では4.9%の減となっております。2項徴税費は、国保税の賦課事務に掛かる経費でございます。1目徴税総務費でございます。国民健康保険税賦課事務に掛かる国保賦課係7名分の人件費で、前年度との比較では4.48%の減となっております。288ページをお願いいたします。2目賦課徴収費でございます。国保税の賦課事務に掛かる事務経費で、前年度との比較では0.37%の増となっております。13節委託料の内、電算委託料は、国保基本情報の管理や被保険者証の作成等の業務及び共同電算処理による給付業務の電算業務の委託でございます。また、次の口座振替受付サービス委託料ですが、銀行のキャッシュカードを専用端末に挿入するだけで口座振替手続きが完了するペイジー口座振替サービスを導入開設するに当たり、初期費用として掛かる各金融機関と結ぶ委託契約料等でございます。18節備品購入費の国保税徴収用機器と19節負担金の日本マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金もページ

一口座振替の関連経費でございます。初期費用の内、金融機関委託契約料と端末購入費については、県の特別調整交付金で歳入が見込まれます。290ページをお願いします。2款保険給付費の総額は、国保会計の歳出予算額の約67%を占めており、前年度との比較では1.53%の減となっております。保険給付費の総額は被保険者数の減少により減となりましたが、医療の高度化や高額な新薬の保険承認等により一人当たりの医療費については増加傾向でございます。1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の診療や入院時等の医療費で、前年度との比較では1.73%の減です。2項の高額療養費は、1ヶ月単位の医療費の自己負担額が高額となった場合、限度額を超えた部分が支給される制度で、本人の自己負担が軽減されるものでございます。1目一般被保険者高額療養費は前年度との比較では7.68%の増となっております。292ページをお願いします。4項出産育児諸費1目出産育児一時金でございます。被保険者が出産した際の給付金で42万円を限度に支給されるもので、前年度との比較では5.95%の減となっております。5項葬祭諸費1目葬祭費でございます。被保険者が死亡した場合に、葬儀を執り行った方に対し、葬祭費用として5万円が給付されるもので、前年度との比較では2.5%の減となっております。293ページをお願いします。3款国民健康保険事業費納付金でございます。制度改正により国民健康保険事業費納付金として、茨城県が市町村ごとに算出した納付金額を県に対して支払うための科目でございます。1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分に分かれておりますが、合計で44億1,286万円で、前年度比10.91%の減でございます。296ページをお願いします。5款保健事業費でございます。1項1目特定健診等事業費は、生活習慣病の予防対策を進めると共に、あわせて生活習慣の改善指導をするもので、前年度との比較では5.91%の減となっております。13節委託料の健診委託料は、県総合健診協会、医療機関と特定健診及び特定保健指導について、業務委託をしております。19節の内、補助金は、特定健診関連人間ドック等補助金でございますが、特定健診として人間ドック、脳ドックの受診者に対する補助でございます。受診対象者1人分に対して、その一部が、国、県補助分となりますことから、特定健診分のドック受診実績を確定できるよう特定健診分と、この後の2項2目の疾病予防費分に分けた執行をしております。2項2目疾病予防費でございます。レセプト点検や医療費通知等による医療費適正化対策の経費と市単分の人間ドック及び脳ドック健診補助金で、前年比9.86%の減でございます。297ページをお願いします。19節の補助金の内、生活習慣病検診補助金は、がん検診等、基本健康診査にあわせて生活習慣病健診を行うことで、受診者の効率的な受診を行うようにするものでございます。人間ドック及び脳ドック健診補助金は、国、県補助対象の他、市単分として、受診者への補助金を計上しているものでございます。298ページをお願いします。6款基金積立金は、国保特別会計分の財政調整基金積立金で、31年度納付金の減額が多かったため、当初予算で基金積立金を計上しております。299ページをお願いします。7款諸支出金1項1目

一般被保険者保険税還付金は、一般被保険者分の国保税の過年度分の還付金でございます。301ページをお願いします。12款の予備費は、制度改正により保険給付費等が全額県から交付されることから、前年度の5分の3に減額しての計上でございます。以上が、平成31年度国民健康保険特別会計、歳入・歳出予算案でございます。よろしく、お願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○井上委員 一般会計繰入金で4億5,000万円ずつ繰り入れても、世帯数の34,474人、繰り入れても高すぎて国保税が払えない方が多いと思うんですが、毎年5千万円ずつ下げていくってことでしたっけ。

○羽生国保年金課長 今回、昨年度の税率改正するにあたりまして、基金の残高とか医療費の伸び等を勘案して、とりあえず市の財政状況等を勘案しまして5億円だったものを5千万円ずつ、とりあえず今年度は下げるということで予算を計上してございます。次年度以降、一般会計からの繰り入れを減らすという計画でございまして、毎年の、この予算の状況を勘案しながら、これについては国保運営委員会等にも諮りながら決定していきたいと考えてございます。

○井上委員 理屈は分かるんですが、被保険者の負担増というのは免れないということではよろしいですか。

○羽生国保年金課長 こちらは、なるべくそういった負担増にならないように基金等も上手に活用しながら予算を執行してまいりたいと考えております。こういった状況ですので、当初、昨年時点では、毎年1億5,000万円程度の引き上げは必要かということで、税率改正を予定しておりましたが、今回、給付金等も減ってきたという部分がありますので、税率改正をしないで引き上げしないということで計算しておりました。来年度もできれば引き上げずにいけるかなと、今の時点で考えておりますが、これは、来年度の県の交付金が決まらないと言えませんので、来年度その納付金11月末、出た時点で、また、予算の部分を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○井上委員 今のところ上げない方向で進んでいるんですけど、今年11月の県の発表があるまでは、もしかしたら上がっちゃうかもしれないと。

○川村保健福祉部長 31年度につきましては、予算上は、税率改正はしないということとです。

○井上委員 ということは変わらない。

○川村保健福祉部長 31年度は。

○井上委員 了解しました。

○柳澤委員長 その他、ございますか。

(「なし」との声あり)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第45号を原案通り決することに賛成の委員の挙手を願います。

(全員挙手)

○柳澤委員長 全会一致。ご異議なしと認めます。よって、議案第45号平成31年度土浦市国民健康保険特別会計予算は、原案どおり決しました。次に、議案第46号平成31年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○羽生国保年金課長 後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。309ページをお願いいたします。平成31年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ17億6,979万円と定めるもので、前年度との比較では1億1,196万6,000円、6.75%の増となっております。増の主な要因は、被保険者数の増によるものでございます。なお、被保険者数は、平成30年3月末では19,264人でしたが、平成31年1月末では19,911人と3.36%の増となっております。歳入からご説明いたしますので、歳入事項別明細、317ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料でございます。被保険者の医療給付に充てる財源で、年金から天引きをする特別徴収と、市から送付する納付書により納付していただく普通徴収に分かれております。前年度との比較では6.75%の増となっております。保険料は、2年ごとに見直されておりますが、26年度から据え置きとなっております。31年度も同額となります。1項1目の特別徴収保険料は、現年度分のみで、年金からの天引きのため、予算計上率は100%でございます。2目の普通徴収保険料は、現年、過年度分とも、平成29年度決算時の収納率を踏まえ、予算計上しております。319ページをお願いします。3款繰入金1項1目事務費繰入金は、職員4名分の人件費や電算委託料等の一般事務経費に対する繰入れで、前年度との比較では8.0%の増となっております。2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分として一定割合を公費で負担するための繰入れ、前年度との比較では6.4%の増となっております。321ページをお願いします。5款諸収入でございます。4項1目雑入では、後期高齢者健康診査業務は、生活習慣病予防対策として県広域連合から受託して取り組む被保険者の健康審査の委託金でございます。次に、歳出予算についてご説明いたしますので、322ページをお願いいたします。1款総務費でございます。後期高齢者医療に掛かる職員人件費等の事務経費で、前年度との比較では9.8%の増となっております。12節役務費の通信運搬費は、後期高齢者被保険者証等の郵送料でございます。323ページをお願いします。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が納付した保険料等を、県広域連合へ納付するもので、前年度との比較では6.7%の増となっております。324ページをお願いします。3款保健事業費1項1目健康診査費でございます。被保険者の健康診査を行うため、県総合健診協会及び市医師会への委託料が主なもので、前年度との比較では3.6%の増となっております。2目疾病予防費でございます。広域連合の健診項目以外の市単独分・健診の委託料と、人間ドック及び脳ドックへの補助で、前年度との比較では11.8%の増となっております。326ページをお願いします。5款予備費は、前年度同額の100万円の計上でございます。以上が平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入・歳出予算案でございます。

ます。よろしく、お願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○井上委員 課長の説明で、これについても31年度は上がらないような話はしていましたが、それがもう一度どうなのかと。この対象者で払いきれていない金額はどれぐらいあるのか。

○羽生国保年金課長 まず、31年度広域連合の方では、基金等、医療費が上がっていて苦しいんですけど、基金があったということで、それを取り崩して31年度までは値上げをしないということで、実は、茨城県の広域連合は全国の中でも一番低い税率、均等割りも一番低い状況となっておりますが、2年に1度の改正ということですので、次は、32年度に引き上げ、33年度は引き上げないということでしたので、32年度に向けて今後広域連合の方で、全体の医療費等を勘案しながら引き上げるかどうか、税率改正が必要かどうかというのをやるということでご伺っております。

○井上委員 滞納はどれぐらい。

○羽生国保年金課長 特別徴収の方は年金天引きですから当然100%になっているんですが、普通徴収の方は若干払いきれない人というのは、年金から落とせない方、年金から引けない方というのは当然出ますので、その分が普通徴収ということになっているので、その部分の収納率というのがやはり落ちてきています。当然そこで不納欠損、こちら保険料ですので2年間ということで、不納欠損にまわってしまう部分がどうしても出てくるのかなということで、最終的に29年度の不納欠損だと245件の357万円という金額が出ておりますけれども、最終的に払いきれない部分というのはそちらに回ってしまうということになっていると考えてございます。

○井上委員 その357万円という金額なんですけど、生活が困窮している、どうしようもないという理由なんですかね。

○羽生国保年金課長 後期高齢者の保険料、低所得者の場合は法定では、7割軽減、5割軽減、2割軽減と、所得に応じて軽減はあるんですが、9割軽減、8割5分軽減という制度が、平成20年度に創設されてから、実際9割軽減、例えば、均等割り39,500円であれば年間3,900円程度の保険料という形になっているんですけど、実際に払えない方というのは、現実にこういった不納欠損の方もいらっしゃるかと伺っております。

○井上委員 その不納欠損になってしまう人達には、保険者証はどうなっているんでしょうか。

○羽生国保年金課長 こちらの滞納のある方につきましては、短期の保険者証6か月の保険者証を、特に留め置きする訳ではなく、そのまま送っている状態でございます。それは国民健康保険も同じなので。ただ、1年間の保険者証ではなくて、短期ということで6か月、その6か月の間に納税相談とかしていただいて、収められる方は収めていただくということで、納税者の立場に立った徴収業務を納税課の方で

行っている状況でございます。

○井上委員 大体分かりました。一生懸命やっているのが分かります。以上です。

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第46号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳澤委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第46号平成31年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり決しました。次に、議案第47号平成31年度土浦市介護保険特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○佐野高齢福祉課長 333ページをお願いいたします。議案第47号平成31年度土浦市介護保険特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。介護保険の給付事業であります保険事業勘定の歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ113億9,404万円で、対前年比約1.4%の増となっております。それでは保険事業勘定の歳入から、主なものにつきましてご説明させていただきます。予算書の343ページをお願いいたします。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。345ページをお願いいたします。3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費の国の負担分で、居宅サービス給付費の20%及び施設サービス給付費の15%でございます。2項国庫補助金1目調整交付金につきましては、国庫負担金の調整分で、国の示す交付率によるものでございます。2目地域支援事業交付金につきましては、平成29年度から実施しております日常生活支援総合事業に対する交付金で、事業費の20%となっております。3目地域支援事業交付金につきましては、総合相談事業や権利擁護事業等、総合事業以外の地域支援事業に対する交付金で、事業費の38.5%となっております。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、30年度から新規に制定された交付金で、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するために創設された交付金でございます。346ページをお願いいたします。4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、介護保険給付費の27%が支払基金から交付されるものでございます。347ページをお願いいたします。5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費の県負担分で、居宅サービス給付費の12.5%と施設サービス給付費の17.5%が交付されるものでございます。349ページをお願いいたします。7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の市負担分で、保険給付費の12.5%を一般会計から繰り入れするものでございます。2目地域支援事業繰入金及び3目地域支援事業繰入金につきましては、地域支援事業の市負担分で、2目が12.5%、3目が19.25%を、それぞれ一般会計から繰り入れするものでございます。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料負担軽減策として、保険料段階が

第1段階の方の保険料負担率を0.05引き下げるため、一般会計から繰入するので、財源の内訳は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の負担となっております。5目その他一般会計繰入金1節職員給与費等繰入金につきましては、介護保険事業に携わる職員20人の人件費に対する一般会計からの繰入金でございます。2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険給付費の不足分を準備基金から取り崩して充当するものでございます。歳入につきましては以上でございます。次に歳出につきましてご説明いたします。352ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、介護保険事業に携わる職員20名の人件費、一般事務経費、介護保険事務処理に係る電算業務委託料等の経費が主なものでございます。2項徴収費1目賦課徴収費につきましては、介護保険の賦課・徴収に係る経費でございまして、納付書発送郵送料や保険料の算定処理、口座振替処理等の賦課徴収電算業務委託料が主なものでございます。353ページをお願いいたします。3項1目介護認定審査会費につきましては、1節報酬の介護認定審査会に係る審査員36人に対する報酬が主なものでございます。2目認定調査等費につきましては、介護認定調査等に要する経費でございまして、1節報酬につきましては、認定調査等に係る非常勤職員6人分の人件費でございます。12節役務費につきましては、要介護認定に係る主治医意見書の作成に伴う手数料が主なものでございます。13節委託料につきましては、居宅介護支援事業所等への認定調査に伴う委託料が主なものでございます。355ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、保険事業勘定の約94.2%を占めており、各種介護保険サービスの提供に要した経費として、国保連に支払う費用でございます。また、サービス費につきましては、国保連を通して9割から7割分をサービス提供事業者へ支払うものでございます。1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用した居宅介護サービス費をサービス提供事業者を支払う費用でございます。3目施設介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が入所している施設において利用したサービス費用を施設事業者を支払う費用でございます。6目居宅介護住宅改修費につきましては、要介護認定者の方が、手すりの取付けや段差解消等の住宅改修をした際の改修費について20万円を限度に利用者に償還払いする費用でございます。7目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者が介護保険サービスを利用する際のケアプランの作成費用を作成事業者を支払う費用でございます。356ページをお願いいたします。9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービス等の地域密着型サービス費をサービス提供事業者を支払う費用でございます。2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1と要支援2の方への各種介護予防サービスの提供に要する費用でございます。1目介護予防サービス給付費につきましては、要支援の方が利用した居宅介護サービス費用をサービス提供事業者を支払う費用でございます。5目介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援の方が介護予防サービスを

利用する際のケアプラン作成費用を、作成事業者である地域包括支援センターに支払う費用でございます。358ページをお願いいたします。4項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費につきましては、要介護認定者が支払った居宅介護サービス費用が、一定額を超えた場合、その超えた額について償還払いする費用でございます。5項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費につきましては、1年間の医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が、一定額を超えた場合に、その超えた額について償還払いする費用でございます。359ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者のうち、非課税世帯等の低所得者の方が、施設に入所した時の居住費、食費の自己負担分を軽減する費用でございます。360ページをお願いいたします。3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、平成29年度から新たに実施しております日常生活支援総合事業の事業費で、1目介護予防・生活支援サービス事業費13節委託料につきましては、緩和型の訪問サービスとして、掃除・調理・買い物等の生活支援を行う土浦市シルバー人材センター及び社会福祉協議会への委託料でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、これまでの予防給付における訪問及び通所サービスの移行分で、要支援の方又は総合事業対象者が利用したサービス費用の9割から7割分を、国保連合会を通して、サービス提供事業者を支払う費用でございます。2目介護予防ケアマネジメント事業費19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、要支援認定者や総合事業の対象者の方がサービスを利用する際のケアプランの作成費用でございます。2項1目一般介護予防事業費につきましては、次のページ361ページに掛けてですが、シルバーリハビリ体操教室の開催に伴う委託料及びシルバーリハビリ体操指導士の養成に伴う委託料、そして補助金につきましては、市内8ヶ所にございます生きがい対応型デイサービス事業の補助金等、高齢者の方々がいつまでも元気で要介護状態にならないようにするための事業に要する費用でございます。361ページ、3項包括的支援事業・任意事業費1目総合相談事業費2目権利擁護等事業費、362ページに移りまして、3目包括的ケアマネジメント支援事業費までは、2ヶ所ございます地域包括支援センターの基本業務で、要支援の方等の介護予防プランを作成する業務や介護保険等の総合相談、高齢者虐待対応等、地域包括支援センター業務を委託している社会福祉協議会及び民間事業所への委託料及び地域包括支援センターのランチとして高齢者やその家族からの相談に応じ必要なサービスが受けられるよう連絡調整等を行う市内9ヶ所にございます在宅介護支援センターへの委託料が主なものでございます。4目任意事業費につきましては、13節委託料の説明欄にございます施設入所者の相談や傾聴を行う介護相談員派遣事業委託料や、ひとり暮らし高齢者等の支援を行う高齢者等配食サービス事業委託料が主なものでございます。5目在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、多職種協働による在宅医療と介護を一体的に提供できる支援体制の構築・運営を図るための事業に要する費用で、人生の最後まで、住み慣れた家

で暮らし続けることができるような地域づくりを行うもので、医師向け及び市民向けの講演会の開催や多職種連携研修会等に係る費用が主なものでございます。363ページをお願いいたします。6目生活支援体制整備事業費につきましては、地域住民を含めた多様な主体を活用して、支援が必要な高齢者に対するサービス提供体制の構築を図るため、協議体の運営に伴う社会福祉協議会への委託料や生活支援担い手養成講座の開催に掛かる委託料が主なものでございます。7目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう認知症の方やその家族を地域ぐるみで支援することのできる体制の構築を図る事業でございまして、認知症初期集中支援チームの設置や認知症カフェの開催に要する費用等が主なものでございます。365ページをお願いいたします。4款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金利子及び決算余剰金等を介護給付費準備基金へ積立てるものでございます。説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○井上委員 介護保険特別会計の歳入に対して保険料の徴収があると思うんですが、先ほど課長から、349ページの7款繰入金の中の4目低所得者保険料軽減繰入金というのがありますが、5段階あるというような話を聞いたんですが、この保険料というのは何を以て決めているんでしょうか、基本的な事ですけど。

○佐野高齢福祉課長 介護保険料につきましては、土浦市の場合11段階に別れております。1段階から11段階までございまして、その収入の一番少ない方の保険料の軽減のための繰入金でございます。これを0.05下げるということで国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担をいたしまして保険料の軽減を図るという仕組みでございます。

○井上委員 仕組みは分かったんですが、8期に分けて介護保険料の徴収が来ますよね。その金額というのはどうやって決まるんですか。収入によってですか。

○佐野高齢福祉課長 はい、その通りでございます。

○井上委員 確定申告の金額に応じてということでしょうか。

○佐野高齢福祉課長 その方の収入によって保険料が決定いたします。

○井上委員 分かりました。確認ですが、その31年度払う分については、前年度の所得を確認の上で、11段階のどこに入るかということでの徴収ということよろしいですか。

○佐野高齢福祉課長 はい、その通りでございます。中には年度途中で更正を行う方もいらっしゃいますので、その時は保険料が上がったり下がったりする方もいらっしゃいます。

○井上委員 分かりました。

○福田委員 353ページの趣旨普及費、現実的には消耗品費と思うんですが、趣旨普及費はどういうことですか。

○佐野高齢福祉課長 こちらは介護保険を申請される方に申請書といっしょに、介護保

険の利用方法とかそういったパンフレット，または65歳到達者の方に対して保険料はこういったことで納めていただきます。または保険料を決定した小さいパンフレットがございまして，そういったものを購入して送るものでございます。

○福田委員 366ページの一般会計繰出金の科目の設定の理由はなんですか。介護保険会計から一般会計へ繰出す可能性はあるんですか。

○佐野高齢福祉課長 手元に資料がございませんので調べさせていただきます。

○福田委員 介護保険が始まった頃の会計金額は60億ぐらいだったと思うんですが，20年経って約2倍ぐらいになりましたけど，それだけ高齢者が増えているということですか。

○佐野高齢福祉課長 介護保険につきましては，平成12年から開始したものなんですけど，その当時ですと介護の給付金等が23億円ぐらいだったんですが，今現在給付金等29年度ですが約100億円になっておりまして，かなり増えている状況，高齢者も2倍近く増えています。

○福田委員 ピークでどれぐらいまで膨らむ可能性はありますか。今113億円ですか。

○佐野高齢福祉課長 介護保険の事業計画では3年間で見えておりまして，30・31・32と3年間の計画を作ったんですが，その中では毎年2億，1億後半から2億強増えていくような形で算定しております。

○福田委員 3年後。

○佐野高齢福祉課長 計画の見直しはございます。

○福田委員 10年，20年では見ていない。

○佐野高齢福祉課長 見ていないです。

○柳澤委員長 その他，ございますか。

(「なし」との声あり)

○柳澤委員長 それでは，採決をいたします。議案第47号は，原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳澤委員長 ご異議なしと認めます。よって，議案第47号平成31年度土浦市介護保険特別会計予算は，原案どおり決しました。次に，議案第61号平成30年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○羽生国保年金課長 国保年金課でございます。議案書63ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計補正予算(第2回)でございます。今回の補正は，歳入歳出それぞれ5億5,516万3,000円を増額し，歳入歳出予算の総額を164億3,093万3,000円とするものでございます。歳入からご説明いたしますので68ページをお願いいたします。1款国民健康保険税でございます。平成30年度当初予算では，医療給付費分，介護納付金分，後期高齢者支援金分の3区分で現年課税分と滞納繰越分ごとの調定額を元に予算計上しております。調定額は，被保険者の加入，脱退，所得更正等を元に毎月更正処理を行っており，今回の補正は，

年度末の収入見込額を元に、一般被保険者現年度分の増額補正と、滞納繰越分及び退職者被保険者の減額補正を行うものでございます。69ページをお願いします。

4款国庫支出金1項1目災害臨時特例補助金は、東京電力福島原発事故に伴う国保税及び医療機関に支払う一部負担金の減免分を補てんする補助金で、対象経費の増による補助金の増額補正でございます。5款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、2節特別交付金の内、特定健診等負担金の額の確定により減額補正をお願いするものです。7款繰入金1項1目一般会計繰入金の内、1節保険基盤安定繰入金は、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分を県と市で負担するための繰入で、額の確定により増額補正をお願いするものでございます。2節保険基盤安定繰入金は、低所得者が多い国保被保険者の支援分として国・県・市で負担する繰入で、額の確定により増額補正をお願いするものでございます。5節財政安定化支援事業繰入金は、国保が低所得者や高齢者の加入割合が多いこと等、保険者の責めに帰すことができない実情に対する繰り入れで、財源は交付税措置がされるもので、平成30年度交付決定を受けて、減額補正を行うものでございます。70ページをお願いします。

1目財政調整基金繰入金でございますが、当初予算では財源不足に対応するため基金繰入を予算化しておりましたが、決算剰余金等の状況から全額を減額補正するものでございます。8款繰越金でございますが、平成29年度決算剰余金の計上による増額補正でございます。9款諸収入3項6目療養給付費等交付金でございますが過年度分の療養給付費の額の確定による増額補正でございます。次に歳出でございます。71ページをお願いします。3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分ですが、災害臨時特例補助金の増額に伴う財源更正となっております。5款保健事業費1項1目特定健診等事業費でございますが、県補助金の平成30年度保険給付費等交付金の減額に伴う財源更正でございます。6款基金積立金でございます。平成29年度国保特別会計の決算剰余金の一部を基金へ積み立てるべく増額補正を行うものでございます。72ページをお願いします。7款諸支出金1項5目療養給付費等負担金返還金及び7目特定健康診査等負担金償還金でございます。平成29年度分の療養給付費等負担金と特定健康診査等負担金の額の確定により超過交付分の返還金として、増額補正をお願いするものでございます。以上が国民健康保険特別会計の歳入歳出補正予算でございます。よろしくお願いたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第61号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳澤委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第61号平成30年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)は、原案どおり決しました。次に、議案第62号平成30年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)を議題といたし

ます。執行部より説明をお願いします。

○羽生国保年金課長 国保年金課でございます。議案書73ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）でございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,974万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額16億8,818万1,000円とするものでございます。歳入からご説明いたしますので78ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料でございます。1目特別徴収保険料は年金天引きのため現年分のみですが、収入見込額をもとに減額補正するものでございます。2目普通徴収保険料につきましても、現年度分は増額補正、過年度分は減額補正するものでございます。3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金でございます。低所得者の保険料軽減分は、平成29年度の額の確定による増額補正でございます。また、被用者保険被扶養者の保険料軽減分は、平成29年度の額の確定による減額補正でございます。4款繰越金でございますが平成29年度決算剰余金の計上による増額補正をお願いするものでございます。次に歳出でございます。79ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定納付金は、平成30年度納付額の確定による増額補正でございます。以上が後期高齢者医療特別会計の歳入歳出補正予算でございます。よろしく、お願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第62号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○柳澤委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第62号平成30年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、原案どおり決しました。次に、議案第63号平成30年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○佐野高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。先ほどの福田委員からご質問がございました一般会計繰出金についてですが、介護保険事業につきましては毎年9月議会の方で、請願の度にご審議をいただいているところなんですけれども、その際話が出てくるのが30年度の一般会計繰入金の実績調査に伴う繰出金でございまして、そのための科目計上ということでございます。追加議案書の81ページをお願いいたします。議案第63号平成30年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）につきまして、ご説明させていただきます。今回の補正の理由でございますが、平成30年度収支の見込みに基づきまして、それぞれの予算科目において増減を行い、合計で減額するものでございます。保険事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,297万5,000円を減額し、予算の総額を110億5,236万6,000円とするものでございます。まず、歳入からご説明いたします。86ページをお願いいたします。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保

険料でございます。1節現年度分特別徴収保険料及び2節現年度分普通徴収保険料につきましては、収入見込額が当初見込額を下回ることから減額するものでございます。3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金につきましては、国の算定による交付額が、当初の見込額を下回ることから減額するものでございます。2項国庫補助金1目調整交付金につきましては、平成29年12月から平成30年11月までの実績を基に算定され交付されますが、算定額が当初の見込みを下回ることから減額するものでございます。4目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、福島原発事故による避難者1名のサービス利用料及び避難者5名の保険料軽減分の国補助金の増額をお願いするものでございます。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、30年度から新規に制定された交付金で、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するために創設された交付金で、先般、交付金の内示がございましたことから増額するものでございます。87ページをお願いいたします。4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金につきましては、40歳から65歳未満の第2号被保険者の保険料で、国の負担金と同様に社会保険診療報酬支払基金が算定した交付額が、当初の見込額を下回ることから減額するものでございます。5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、国の算定に基づき算出された県の負担金で、当初の見込額を下回ることから減額するものでございます。6款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の運用利子分の増額でございます。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料負担軽減策として、保険料段階が第1段階の方の保険料負担率を0.05引き下げのための一般会計からの繰入金で、財源の内訳は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっており、国・県の補助申請額にあわせ減額するものでございます。88ページをお願いいたします。2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金でございますが、介護給付費準備基金につきましては、保険料収入や国・県支出金等が歳出に対し不足する場合、基金を取り崩して充当するもので、今回、歳出に対し歳入が不足することから増額するものでございます。9款諸収入2項雑入1目第三者納付金につきましては、交通事故等により介護保険を利用した方の費用について、加害者から納付されたもので増額するものでございます。また、2目返納金につきましては、介護報酬の過払い金の返還金でございまして、同じく増額するものでございます。続きまして歳出につきましてご説明いたします。89ページをお願いいたします。2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費、5目居宅介護福祉用具購入費、6目居宅介護住宅改修費及び9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、当初の見込額を下回ることから、それぞれ減額するものでございます。また、7目居宅介護サービス計画給付費につきましては、当初の見込み額を上回ることから増額するものでございます。2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費、90ページに移りまして5目介護予防サービス計画給付費及び7目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、同じく当初の見込額を下回ることか

ら減額するものでございます。91ページをお願いいたします。3款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費の1目総合相談事業費、2目権利擁護等事業費、3目包括的ケアマネジメント支援事業費の3事業につきましては、地域包括支援センターの必須業務ですが、30年10月から新設した地域包括支援センターかんだつとの業務委託契約に際し、差金が生じたことから、それぞれ減額するものでございます。4目任意事業費13節委託料につきましては、食事づくりが困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、栄養に配慮した食事を配達し、健康保持及び安否の確認を行っている高齢者等在宅生活支援配食サービスの実施に伴うものですが、委託料の不足が見込まれますことから増額するものでございます。5目在宅医療・介護連携推進事業費8節報償費につきましては、高齢者の方が、いつまでも住み慣れた地域、住み慣れた家で生活ができるよう市が事業主体となり、在宅医療と介護の支援体制の構築を図るものですが、今年度は、病診連携、診療所間の連携体制構築のために、現場に携わる専門職を委員とした実務者会議を開催し審議を行う予定でしたが、土浦市医師会において、同様の内容を審議する土浦病診連携協議会を立ち上げたことにより、市が主催する実務者会議が未開催となり、開催に伴う委員報酬の支払が必要なくなったことから減額するものでございます。4款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金につきましては、第三者納付金や介護給付費返還金等につきまして、基金に積立するため増額するものでございます。説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○柳澤委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○井上委員 88ページの9款諸収入2目の返納金のところで、過払い金という発言があったんですけど、2日の一般質問で市長公室長に話をした時に過払い金というのは利息と言っていたんですけど、これは利息のことでいいんでしょうか。

○佐野高齢福祉課長 こちらは介護報酬を多く払ってしまったものを戻していただくということで、こういった名称を使っています。

○井上委員 過払い金・・・。

○佐野高齢福祉課長 実際は正規の値段を払っていたんですけど、規定を満たしていないということで、その事業所から、県の方から返還命令が来まして、それを戻してもらったものになります。

○井上委員 それを過払い金と言うんですか。

○佐野高齢福祉課長 事業者が多くいただいたものです。

○柳澤委員長 その他、ございますか。

(「なし」との声あり)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第63号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳澤委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第63号平成30年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)は、原案どおり決しました。以上で、当委員会に付託

されました議案及び請願・陳情の審査は終了いたしました。執行部の方は、退席していただいて結構です。お疲れ様でした。委員の皆さんは、もう暫くお願いします。

(執行部退席)

○柳澤委員長 それでは、各種委員会委員の選出がございます。事務局の方から連絡をお願いします。

○宮崎議会事務局係長 議会運営委員長の方から報告がございましたが、各種委員会委員の選出について、土浦市健康つちうら21計画推進委員会委員を、文教厚生委員会から1名選出をお願いしたいということでしたので、こちらの方の選出をお願いしたいと思います。

○柳澤委員長 塚原委員にお願いしたいと思いますがご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○柳澤委員長 塚原委員、お願いします。

○宮崎議会事務局係長 次でございます。明日、予算特別委員会の全体会が13時30分からでございます。

○柳澤委員長 以上ですね。それでは、以上で文教厚生委員会を閉会します。長時間に渡り、大変ご苦労様でした。